

5日目（12月22日）



## 第4回福生市議会定例会会議録（第20号）

平成18年12月22日福生市議会議場に第4回福生市議会定例会が招集された。

### 1 出席議員は次のとおりである。

1 番	加藤 育男君	2 番	串田 金八君	3 番	田村 昌巳君
4 番	増田 俊一君	5 番	大野 聰君	6 番	前田 正蔵君
7 番	中森 富久君	8 番	阿南 育子君	9 番	高橋 章夫君
10 番	原島 貞夫君	11 番	森田 昌巳君	12 番	石川 和夫君
13 番	田村 正秋君	14 番	大野 悅子君	15 番	羽場 茂君
16 番	青海 俊伯君	17 番	今林 昌茂君	18 番	沼崎 満子君
19 番	松山 清君	20 番	清水 信作君	21 番	遠藤 洋一君
22 番	小野沢 久君				

### 1 欠席議員は次のとおりである。

なし

### 1 欠員は次のとおりである。

なし

### 1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	助 役	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 真一君	企画財政部長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総 務 部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境部長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	都市建設部長	清水喜久夫君	教育次長	吉野 栄喜君
参 事	嶋崎 政男君	選挙管理委員会事務局長	山崎 典雄君	監査委員事務局長	伊藤 章一君

### 1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小林 作二君	議事係長	大内 博之君	臨時速記事務補佐員	杉田 愛子君
--------	--------	------	--------	-----------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成18年第4回福生市議会定例会議事日程（5日目）

開議日時 12月22日（金）午前10時

- 日程第1 議案第68号 福生市組織条例の一部を改正する条例 (審査報告)
- 日程第2 議案第69号 福生市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例 (審査報告)
- 日程第3 議案第70号 福生市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)
- 日程第4 議案第71号 福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)
- 日程第5 議案第72号 福生市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)
- 日程第6 議案第73号 福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例 (審査報告)
- 日程第7 議案第74号 福生市保育所条例の一部を改正する条例 (審査報告)
- 日程第8 議案第75号 福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例 (審査報告)
- 日程第9 議案第76号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (審査報告)
- 日程第10 議案第77号 福生市まちづくり景観条例 (審査報告)
- 日程第11 議案第79号 東京都後期高齢者医療広域連合の設立について (審査報告)
- 日程第12 議案第82号 平成18年度福生市一般会計補正予算（第3号） (審査報告)
- 日程第13 議案第83号 平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号） (審査報告)
- 日程第14 議案第84号 福生市児童館等の指定管理者の指定について (審査報告)
- 日程第15 議案第85号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第86号 福生市の一般職の職員の平成19年3月期期末手当の支給割合を定める条例
- 日程第17 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について
- 日程第18 議員派遣について
- 日程第19 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第20 特定事件の継続調査について

午前10時 開議

○議長（石川和夫君） ただいまから平成18年第4回福生市議会定例会5日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（石川和夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（小林議会事務局長報告）

- 1 追加議案の送付について（議案第85号外2件）（別添参照）
- 2 平成18年9月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 3 平成18年10月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 4 本会議資料の提出について（議案第85号関係）（別添参照）

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりまので、委員長から報告願います。

（議会運営委員長 小野沢久君登壇）

○議会運営委員長（小野沢久君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る12月20日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告をさせていただきます。

まず、日程でございますが、各委員会で審査をし、結論を得ました議案の審査報告を日程第1から日程第14までとして組ませていただいております。

それから、新たに市長から議案2件と諮問1件が提出されましたので、日程第15から日程第17までとして組ませていただきました。

また、日程第18の議員派遣につきましては、閉会中における議員派遣についてお諮りしようとするものでございます。

また、日程第19及び日程第20につきましては、閉会中の継続審査申し出と、特定事件の継続調査として組ませていただいております。

次に、日程の順序でございますが、お手元に御配付の日程表のとおりと決定いたしております。

また、新たに提出されました議案の取り扱いでございますが、日程第15、16、17につきましては、それぞれ慎重審議の上、即決することと議会運営委員会では決定をいたしております。

次に、全員協議会でございますが、理事者側からの申し出がございますので、本会議終了後に開催願うことといたしました。

以上でございますが、本定例会の最終日でございますので、議員各位の御協力をお願い申し上げまして報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願ひいたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） これより日程に入ります。

この際、既に配付してあるとおり各委員会からの審査報告書が提出されております。各委員会の審査報告書の朗読については省略いたします。

（各委員会審査報告書）別添参照

日程第1、議案第68号、福生市組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長 青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君） おはようございます。それでは議案第68号、福生市組織条例の一部を改正する条例につきまして、御指名をいただきましたので、審査報告をいたしますが、かなりの審査の時間を要しましたので、報告の方も若干長くなりりますので、御容赦願います。

理事者から説明の後、質疑に入りました。

まず、全体についての質疑として、委員より、市民部の総合窓口課のところの備考に、税証明を含む証明書等総合発行窓口及び転入出等の相談窓口機能強化とフロアマネージャーの配置についてはどうなのかという点、また都市建設部の職員の減となっているのが、その理由と、市民サービスの低下につながるのではないかという点について、さらに定住化対策担当は20年度に新設することになっていると言われたけれども、19年度の対策についてはどうなのか、あわせて幹事課について、その目的についての4点にわたる質疑がありました。

理事者より、まず初めに、総合窓口課でのフロアマネージャーの配置については、今回の改正後の中では、正規職員は14名と変更はないが、現在のところ19年度から再任用職員で配置をしてまいりたい。なお、証明書等の申請発行、これらのシステムについては19年度の10月ごろをめどに試行導入を行い、新庁舎完成後には本格導入を考えているとの答弁がありました。

次に、都市建設部関係についてはかなりの職員減ということですが、内容的には水道事務所の事務の都への移管、これらによる減少がメインになっております。ただ、今回都市建設部再編に関しましては、まちづくり計画課であるとか施設管理課、施設工事課など工事は工事としてまとめ、管理は管理としてまとめる機能別組織に変更を行い、これの目的としましては、職員の大量退職時期も迫る中で職員一人一人が今まで蓄えてきた技能等、これらを通常の業務の中で指導等によって継承できるというような考え方に基づくものであるとの答弁がありました。

また、都市建設部関係については、下水道施設、道路等大規模工事というものが減少傾向にあり、維持管理へ主力が移っている関係から通常業務として円滑な執行ができる、市民サービスの低下を招かない職員数という考え方のもと、この配置を行ったとの答弁がありました。

また、定住化対策担当関係については、市営住宅の申込み等も業務となるということになると、市民の方々が第四庁舎に行くということは大変に御迷惑をおかけすると

ということで、20年度にさせていただきますが、住宅マスタープランの推進等のためにはまちづくり計画課の計画担当を1名増員して、安住化対策関係の基礎的準備を進めたいとの答弁がありました。

次に、幹事課については、各部の庶務担当課の機能強化ということで、実施計画の企画部会であるとか総務部会、これらの部会長、これらにつきましてもこの幹事課が中心となってやっていく。そして各部内での調整関係も行い、また横断的政策課題についても円滑な推進を取り行うということになります。

また、この幹事課というものは今回の組織で初めての試みであり、その定着というものが重要なこととなると考えています。ただ、幹事課を設置したというだけではその機能等の効果が出ないということになるので、定例的な幹事課会議を持ち、情報交換等もしていきたいとの答弁がありました。

別の委員より、新庁舎の関係で、参事が新庁舎完成後にいなくなるということで総務課長がずっとかかわってきたので、ここに完成後のいろいろ問題点はそちらに移行するのかどうかということをお聞きしたい。また19年度の関係で、新設だとか20年度の実施というのが備考欄にあるが、これをどのような形に配置していくのかとの質疑があり、理事者より、1点目の新庁舎完成後の庁舎担当については、庁舎の維持・管理という形になり、契約管財課の管財係で行い、総務部長が統括していく。

それと今回、さまざまな課題をクリアするために19年度で行う部分と、20年度で行う部分ということがあります、これにつきましては組織条例の一部を改正する条例の中で、第2条でその部分については市規則で定める日からということで、今後市規則でその日を定めていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、幹事課についての質疑について報告をいたします。他の委員より、今回の組織改正において幹事課は目玉の一つといえると思うが、幹事課ができた場合に、従来庶務担当が行っていた業務はどこが担当するのか。また幹事課といつても組織表上はあらわれてこない課であり、地方自治法の整合性はどうなっているのかとの質疑があり、理事者より、地方自治法との関係については、幹事課という課を置くわけでないので、基本的には業務をする、幹事として課を指名するというように理解いただければありがたいという答弁がありました。

つまり、規則の方でこれは規定をするわけで、幹事課の方の指定という形になりますと、企画調整課であればそこの業務分掌の中に幹事課の業務及び庶務に関する事、課内庶務に関する事とというようになります、この幹事課の業務というものを別途に指定しております。

幹事課は前条に規定する、自分のところの課の仕事のほかに、その所属する部にかかる次に掲げる事務を処理するという形になり、部内各課及び他の部門との連絡調整、それと部内の調整に関する事、それと実施計画及び予算・決算にかかる部内の調整、そして部内の事務事業の進行管理に関する事、その他部門、部門管理に必要な庶務に関する事といったような形で、基本的に今までそういうような形の一般庶務を担当していただくわけではなくて、部全体を、その部の幹事として連絡調整していくというような事業がふえたということあります。

また、基本的には機能強化であり、今まで部の部長のもとに課長というものが並列でありましたが、そのために横断的政策課題であるとか、予算の枠配分に関しての部の実施計画の事業関係の調整、これらにつきましては順調に進めるというのがなかなか難しい面もあり、そのために幹事として部がまとめてくださいという形でこのような事業をしていただきたいという形で規定を行い、より一層の機能強化を行ったものでありますとの答弁がありました。

次に、新庁舎と安心安全まちづくり課についての質疑の報告をさせていただきます。委員より、総務部に安心安全まちづくり課が新設されているが、庁舎の建設で防災拠点ということと、組織的にもこういう課が設置されることで、本当に安全安心のまちづくりというのが進められて大変いいことではないかと思うが、同時に、1点気になるのが、今防災無線によっていろいろな災害についてお知らせをしていますが、消防団に対しての指令や連絡、あるいは市民にいろいろな行動をとるよう進めるのが防災無線ですが、これを今運用しているのが当直の警備員の方々によって運用されていますが、どこの部署の所属になっているのか、またそういった防災との取り組みはどのような仕組み、運用を進めているのかとの質疑があり、理事者より、1点目の当直員の所属に関しましては、今までどおり庁舎関係を担当しております管財係に配置をさせていただきたい。当直係と防災関係の絡みですが、現在の話で申しますと、当直というのは閉庁後の庁舎管理等を中心に行っており、戸籍の24時間の受け取りとかあわせて防災関係としていろいろな情報が入ってくるものを職員として受けて、それぞれに連絡をしています。この辺につきましては、安全安心まちづくり課と、20年度では契約管財課ですが、そこと連携を図りながらやっていく。しっかりやっていかなければいけないかと考えています。現在でも戸籍関係の受け付けなどは、本来は市民課の仕事ですが、連携を図りながらやっているので、なお一層こういった形で進めさせていただきたいと思っておりますと答弁がありました。

また同委員より、本当に当直職員の方の仕事というのは重要になってくる中で、防災上の仕事をしたり、あるいは戸籍関係の仕事ということもあるようですが、行政によっては職員が庁舎の付近に宿泊所を確保して、交代で当たるというような自治体もあるように聞いております。

最近は24時間対応するという仕事がこれからふえてくると思いますが、当直のところだけでそういうのをまかない切れるのかどうか、まして防災上の消防団の指令だとか、市民に行動を促すような放送をするときに、果たして当直係で十分なのか、今後どのように考えているかとの質疑があり、理事者より、現在の体制で申しますと、何かがあったときですけれども、とりあえず一報を当直に入れていただきます。あとは職員は防災でいいますと本部要員、これは市内にありますので、その者がそんなに時間がからずに来ます。そういう形でその後は対応しております。もちろん、当直者としても防災関係の連絡体制をとっているところであります。それは事務局が本部にきた後、補助的な業務を担っております。市内に職員が大勢いるものですから、そういうった者で対応しているとの答弁がありました。

さらに他の委員より、この防災拠点の人員配置に関しては新庁舎の建設の大きな目

的の一つが防災拠点としての新庁舎であります。当然のことながら防災センターを兼ねるような意味合いを持っていると思うが、防災センターとなると24時間当直がいて、もちろん本部要員として徒步なり何なりで、交通手段等なしでいざというときに駆けつけられるメンバーが近隣に待機しているということですが、要員配置が重要であると考えるが、この安全安心まちづくり課との絡みの中で教えていただきたいとの質疑があり、理事者より、新庁舎での防災対策ですが、中央監視装置を設置して24時間監視ができるということであります。

外からの緊急連絡等については、まず職員の執務時間中については安全安心まちづくり課、防災係の方に連絡は入ることになっております。職員の勤務していない時間、いわゆる閉庁については当直室、今とは変わらない形にはなりますが、当直室の方に第一報が入るという形になっております。もし火災等が発生すればサイレン等により我々本部要員、事務局が駆つけ、その後の任務に当たるという形になっています。また災害等の発生が予測される場合は、事前に察知すれば、上司であります総務部長と相談しながら、対策を練っていきながら集合してくるという答弁がありました。

さらに理事者より、災害対策については、火事とは別にしまして、当然平素は防災担当、夜間は当直が対応するということで、災害が予測されるような場合、災害対策マニュアルがあり、その中で当然台風の接近、あるいは大雨の予測等、そういうものが予測される場合は総務部、あるいは都市建設部を中心に緊急連絡会が招集されて、その中で対応を図っていくようになっております。

したがって、その予測された場合には直ちに招集がかかって、(仮称)1棟の2階の(仮称)防災室、あるいは発展していくれば災害対策本部になっていくところの対応を図ると、したがって、そこでいろいろな情報を集めていくと先ほどの風速、風、雨の量、あるいは外部からの情報を収集して、その状況によって対応を立てていきます。ですから常時、24時間、人を配置することではなく、その状況において対応していくという形になりますので、そういう意味で(仮称)第1棟2階に災害対策の中心的な拠点が置いてあるということになっているとの答弁がありました。

次に、重要施設要員についての質疑の報告をさせていただきます。委員より、この9名というのは市民のサービスレベルを下げないで、徹底して数字化したらどういう人数が最低限度必要かとやったときに、絞ったら、結果として9名分の職員の枠ができた。だから単年度年初において、重要な施策のときに、19年度の初頭からそこに配属をさせていくという形をとりたいという認識では、これは何年間こられるかわからないけれども、そうすると毎年の3月の段階でやはり仕事の見直しをして、よりスリムにしていったときに、これが11名になるかもわからないとしたときに、それがどのような形で、これから団塊の世代の部課長さんがどんどんおやめになるだろうから、スキルが下がらないようにという形で充当していくという発想でいいのかどうかという確認をしたい。

また、次世代育成支援の行動計画との関係で、安心して休めるように育児休業をとって、産休を取ってできるようにというそれ自体は当然そういうための政策であるが、そのために精神的、あるいは仕事のことを心配させないために正規職員で対応すると

いうのは、何かそこに人がいるからつけたような感じで、次世代育成支援の仕組み自身には正規職員云々などという背景はないのでしょうか。要するに、安心して育児休業が取りやすいような環境整備をしてあげることと、正職員を補充して入れるというのは、それは管理側の仕事のさせ方の問題であると思うのだが、これは一体化しているものかどうか、そういう産休とか育児休業を取りやすい環境づくりのために正規職員を完全に当て込んで、そういうふうにセットしているものではないと思っていますが、セットしているものなのかどうか、ガイドラインが出ているものなのかどうかとの質疑があり、理事者より、次世代育成計画の行動計画ですが、26市すべてこういう形でやっているのかということについては、特に調査はしておりませんが、代替のパートから正規の職員を配置するようなことにつきましては、今年度から我が市では初めてであります。

それから、育児休業取得者にとりましては、自分のやってきた仕事を自分がいなくなることによりまして代替のパートで今までやってきたわけでございますが、それはやはり支障がないように、その係の中でやっていくにいたしましても、正規の職員でやってもらうというようなことになれば、精神的にもその辺については軽減されるのかなというふうな考え方を持っておりますとの答弁がありました。

さらに同委員より、基本的には年度初めの重要施策に対して配置された在籍職員との差の部分で、重点配置していくための政策であって、しかしながら、年初に次世代育成支援の目的での長期の育児休業休暇を取られる方については、それをサポートする意味でそこに充当すると、途中について育児休業等の方については制度的には年の初めで行うことであるから、その時しか適用できない。その人たちの充当についてはまた別個の形でパートさんを雇用するなり、部内で調整するなりしていくことなのかという質疑があり、理事者より、そのような理解をしていると答弁がありました。

別の委員より、重要施設要員についての目的が、短期かつ集中的に取り組む必要がある横断的政策課題を含む重要施策についてというような形で、非常に重みのある役職でありますし、9人をしっかりと確保して重要な課題の方に向けた方がよろしいのではないかというように個人的には思っていますが、職員が安心して休めるようにということだったのだけれども、そのことについて内部で議論があったのかどうかとの質疑があり、理事者より、重要施策、これを本当に喫緊に集中的に取り組む必要のある課題ということで、やはり本当に1年で集中的にしなければならない施策とかそういうものが提案されております。

実際にこの9人という差については、重点的にそのような配置をして進めること、これが重要ではございますが、基本的には長期休業等育児休業の関係で次世代育成、出産する、子どもを育児する、こちらの方の重要性を考慮いたしまして、そちらの方にまず当てるという形に、そういう議論になったものであります。

基本的に7名ということで出ておりますけれども、この数値につきましても今後、普通退職等で減っていく可能性もありますし、その際に、それでは重要施策を推進するといっているのにどうするのだという、ここも大変議論をするところであります。

実際に配置する人数がいないわけですから、基本的には横断的政策課題のプロジェクトチームであるとか、本部長制度、幹事という部分での対応、これらによって進めていきたいと考えております。そのような議論があったということありますとの答弁がありました。

他の委員より、ここで最も基本的なことを伺いたいのだけれども、人数の問題で、我が市が持っている市の職員数の目標値があるわけで、そこと計算を繰り合わせた結果、この9名なり7名なりという数字が出てきたような気がしてならないのだけれども、本当にそうだったら困りますが、だれもこの数字の根拠というものについて、どういうものなのか聞いておらない。

それともう一つは、非常に重要なことだと思うのは、重要施策が発生したと、そこに人を投入しなければいけない。そのときに当然のように施策の中身とボリュームによって人数が変わってくるはずですが、一応可能数「7」で抑えたという、正確に言えば抑えたと思うが、そこら辺の数字の根拠を示してもらいたいとの質疑があり、理事者より、今回の組織改正後の職員数というのですが、基本的には組織等検討委員会の中でも議論をし、今まででは基本的に在籍職員数、4月1日現在の予想数に基づきまして、重要な課題がある部分について増員をする、あるいはスリム化した方がよい部分については減員をするというような形での議論を進めてきたところであります。

今回の組織については、事務事業等すべて一応精査し、特に都市建設部などですが、その部分についてはこういう工事があって、こういうような通常業務があると、そうした場合には何人必要なのかというようなことで今回の組織の配置人数というものを出したわけであります。これについてはやはり今後、水道業務の東京都への事務移管等が20年度、21年度、22年度の3カ年で行われます。指定管理者の導入等もございまして、それらの部分がある程度要員の方になっていくというような考え方であります。

基本的には行政改革の最終的な目標値があり、それを目指すことも大切ですが、通常業務のレベルを下げずに職員を配置していく。そして短期的な重要課題につきましては、基本的には組織としての対応ではなく、そのような重要施策推進要員というような制度で対応していくことが必要であろうと、それが組織が社会状況の変化等に素早く対応できるような、そういうような考え方もありましてこのようないわゆる形としたとの答弁がありました。

その後お諮りをいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第68号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第2、議案第69号、福生市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告願います。

(総務文教委員長 青海俊伯君登壇)

○総務文教委員長（青海俊伯君） 御指名をいただきましたので、議案第69号、福生市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について審査報告をいたします。

理事者から説明の後、質疑に入りました。

委員より、第1条の福生市特別職報酬等審議会条例、これは役職名が変わるわけですが、6条の変更ですが、この委員会の直近で行われた、開会されたのはいつのことだったでしょうかとの質疑があり、理事者より、直近ではことしの1月であり、その前に同一議題で昨年の12月より1月にかけて3回ほど開会しておりますとの答弁がありました。

その後お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第69号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第3、議案第70号、福生市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告願

います。

(総務文教委員長 青海俊伯君登壇)

○総務文教委員長(青海俊伯君) 御指名をいただきましたので、議案第70号、福生市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について審査報告をいたします。

理事者から説明の後、質疑に入りました。

委員より、備品類、コピーを使うとか、消耗品の用紙を使うとかというのは制限されているのかとの質疑があり、理事者より、組合がコピーその他を使用するということですので、当然その経費については組合の経費の中から支出されているということありますとの答弁があり、同委員より、チェックとかそういうことはしているのかどうかとの質疑があり、理事者より、こういった関係につきましては、組合事務所のコピー機を専用として使っており、特にチェックとかはしておりませんとの答弁がありました。

別の委員より、各市の状況はどうなっているのか聞かせてもらいたいとの質疑があり、理事者より、このいわゆる「ながら条例」ですが、各市の状況につきましては、条例がある市が23市ありますが、23市のうちその中でこの条項がある市が12市であります。ほとんどの市がいわゆる準備行為を削除したというような改正済み、あるいは改正予定というふうになっておりますとの答弁がありました。

その後お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第70号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第4、議案第71号、福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告願います。

(総務文教委員長 青海俊伯君登壇)

○総務文教委員長（青海俊伯君） 御指名をいただきましたので、議案第71号、福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について審査報告をいたします。

理事者から説明の後、質疑に入りました。

委員より、住居と第二事業所ということはどのような事例があるのか、また派遣している関係の人がいますが、そういう方が関係してくるのかどうかとの質疑があり理事者より、1点目の事業所間の移動ということですが、この条例に関していうと、非常勤の職員ということですので、例としましては学校医が第一小学校に行き、そして次に今度は学校医の仕事が終り、産業医として第二小学校に行くといった場合に、それぞれの職種が違いますので、一小から二小へ行く間、これも通勤の範囲だというふうに考えております。

それから次に、派遣者の関係ですが、派遣者もいろいろと大勢いるわけで、一部事務組合に派遣しております職員については、地方公務員災害補償法が適用になります。ですから一般職員と同じになります。ただ、派遣者の中で社会福祉協議会に派遣しております職員につきましては、この補償法が適用されませんので、社会福祉協議会では労働者災害補償保険法の法律が適用されるということになりますとの答弁がありました。

他の委員より、この通勤範囲ですが、移動手段とか、それに所用する時間というのは制限があるのかどうかとの質疑があり、理事者より、移動する時間は社会通念上、必要最小限の時間というあります。余り遠回りをしてその場所に行くというような部分につきましては、その遠回りも理由があるのですが、その理由いかんによっては別のルートでということも考えられますが、原則としては一番経済的なルートでの通勤を考えております。

手段につきましては、それぞれ特に定めておりませんが、やはり一番効率的な利用手段ということになります。職員でいいますと、勤務届けというものを出しておりまして、そういった届けに基づきまして判断をするということでありますとの答弁がありました。

別の委員より、正規職員の場合は通勤の範囲が、この条例と同様になっているのかとの質疑があり、理事者より、正規職員の場合につきましては労働者災害補償制度の地方公務員災害補償法によりまして既に通勤の範囲の追加がなされているとの答弁がありました。

別の委員より、社会福祉協議会に出向している方については労働者災害補償保険法の適用になるということで、多分これは地方公務員災害補償法と中身が若干変わっていて、多分差があるのではないかというふうに思うのですけれども、差があるのかないのか、またその差をどうしているのかということについて質疑があり、理事者より、社会福祉協議会に派遣している職員につきましては、社会福祉協議会と協定書を結び、その協定書の中で業務上の災害補償については社会福祉協議会がすべてを行うというふうにうたっております。そこで先ほどの補償制度ですが、社会福祉協議会に派遣しております職員については労働者災害補償保険法、そして私ども職員につきましては

地方公務員災害補償法ですが、この辺の差につきましては労災の方が少し薄い部分があるようですが、詳細は承知しておりません。しかしそういったいわゆる差の部分については社会福祉協議会では2人の職員に対して労働災害総合保険に任意で掛けておりまして、そういった場合にはこの保険を適用したいとの答弁がありました。

その後お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第71号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第5、議案第72号、福生市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長 青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君） 御指名をいただきましたので、議案第72号、福生市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例について審査報告をいたします。

理事者から説明の後、質疑に入りました。

委員より、公務災害とか通勤災害の見舞金が過去に支払われた例があるかとの質疑があり、理事者より、過去の例でございますが、この条例の対象者については職員、議員、非常勤職員、消防団員等が死亡や障害が残った場合でありますと把握している限りでは、職員の死亡により支給された1名でありますとの答弁がありました。

その後お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第72号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第6、議案第73号、福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告願います。

(総務文教委員長 青海俊伯君登壇)

○総務文教委員長（青海俊伯君） 御指名をいただきましたので、議案第73号、福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例について審査報告をいたします。

理事者から説明の後、質疑に入りました。

委員より、ろう学校、盲学校、もしくは養護学校ということで、それ以外のときは特別支援学校といっておりますが、それ以外のところはあるのですかとの質疑があり、理事者より、今回の法の改正については、ただ今申しました盲学校、ろう学校、もしくは養護学校が特別支援という形になっておりますとの答弁がありました。

他の委員より、最近の3年間ぐらいでこの融資を受けた方はおりますかとの質疑があり、理事者より、件数で申しますと平成15年が8件、16年が15件、17年が12件、それぞれあっせんしているとの答弁がありました。

同委員より、その方たちは合格したから融資を受けているということかとの質疑があり、理事者より、そのとおりでありますとの答弁がありました。

さらに別の委員より、この入学資金融資条例ができて以来、向学の志を持つ方がふえてきていて、いろいろな学校に勉強をする機会がふえてきておりまして、従前の学校法人格を持たない、いわゆる学校といわれているものが結構多くなってきております。そういうものに対しては、これは学校教育法の規定でこうなっているので、学校法人格がないと融資ができないことになっているのですが、その辺を御検討されたことがあるでしょうか。する意思がおありかどうか。例えばどんなものかというと、愛犬とかのブームがありますが、犬のトリミングをする学校などの場合には学校法人格を持っていない部分がかなりあります。ただ、何かのときには「何とか学校」とか「専門学校」とかと言っているわけですが、法人格がなくて申し込みができないという方が以前にもおりましてが、その辺の見解をお聞かせいただきたいとの質疑があり、理事者より、入学資金の融資ですが、年間10数件があるわけですが、その中で大学、あるいは高等学校、それから専門学校と普通言っておりますが、学校教育法では専修

学校と、そういう学校に行く方が融資のあっせんを受けておられます。そのような中で、この条例が教育の機会均等を図るという目的ですので、学校教育法における認可を受けた学校と考えております。したがいまして、職業訓練的な学校に対しては就労支援というような学校にまで適用範囲を拡大するということは考えておりませんので、御理解を賜りたいとの答弁がありました。

その後お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第73号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第7、議案第74号、福生市保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長 大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君） 御指名をいただきましたので、議案第74号、福生市保育所条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、保育園の民間移管で、あと残るのはすみれ保育園となるが、以前すみれ保育園については東京都の条例改正を待って「認定子ども園」として検討をしていくとの答弁があったが、その後どのような検討をしてきたのかとの質疑があり、理事者より、すみれ保育園については、今後のあり方に関する報告書で幼保一元化施設として検討することになっており、東京都の条例改正の状況を見ながら「認定こども園」として19年度に一定の方向性を出し、検討していくとの答弁がありました。

別の委員より、民営化にすることで市の財政負担はどのようになるのかとの質疑があり、理事者より、歳出面では職員の人工費等がなくなり2200万円の減、また今まで公立保育園には出ていなかった国庫補助金等が民間保育園の場合は新たに歳入されるので、プラス面が1700万円となり、合計3900万円の負担軽減となるとの

答弁がありました。

別の委員より、今のつくし保育園の職員数、職員、それから嘱託、パート数を教えてほしい。それから退職者とすみれ保育園に移動する職員はどうなっているのか。また現在、つくし保育園に通園している保護者の方にはどのように説明しているのか。待機児童はどうなるのかとの質疑があり、理事者より、職員数は保育士6名、調理員2名で正規職員は合計8名、嘱託職員は8時間勤務の者が2名、5時間勤務者が4名、その他パート保育士が3名、週休代替パートが2名、用務が1名で合計12名となっている。次に職員8名のうち4名が3月31日付で退職、残り4名がすみれ保育園に移動となる。嘱託職員、パート職員については移管後の社会福祉法人が運営する保育園での勤務を希望する者が8割程度おり、移管後の法人が状況を見て採用を決定していきたいと説明を受けている。また保護者の方に対する説明会は昨年の12月、本年の7月とこの12月の3回行っており、保育内容については引き続き同様の内容であるとの説明をし、御理解をいただいている。待機児の状況については、移管後も現在の定数76名が継続されるので総枠は変わらないが、現在来年度の募集を行っているところなので、締め切り以降状況を見て決定していきたいとの答弁がありました。

さらに別の委員より、公立から市立に移管するに当たり保育内容はどうなるのか、また移管により3900万円の市の負担軽減があるとのことだが、子育て支援に対する新規メニューは考えているのかとの質疑があり、理事者より、つくし保育園については定員が76名、1歳児から5歳児までで、保育時間も12時間で事業を実施してきたが、移管後も同様な保育内容で事業を実施していく。また負担軽減になる経費については、現在19年度の予算編成中であり、子育て支援に関する充実を目指して努力をしていきたいとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたします、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第74号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第8、議案第75号、福生市学童クラブ条例の一部を改

正する条例を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告願います。

(市民厚生委員長 大野聰君登壇)

○市民厚生委員長(大野聰君) 御指名をいただきましたので、議案第75号、福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、今回七小を使って「臨時第2田園クラブ」ができるることはよかったですと思うが、臨時第2たんぽぽクラブでもそうだが、「臨時第2」という名称は、必要がなくなったら廃止するということで暫定的な名称にしたのか。できれば愛称名などちゃんとした名称が付けられないのか。どうしてこのような名称にしたのか。またこれによって来年度の待機児童は解消されるのか。他の地域はどうなのか。予測を教えてほしいとの質疑があり、理事者より、1点目の「臨時」という名称は教育委員会との協議で、あくまで一時的な学校施設の利用ということで臨時の名称をつけた。また本来、学童クラブは1年生から4年生までが1カ所でやればいいと思うが、あくまで分園的な位置づけとして考えており、このような名称にした。

2点目の来年度の入所申込状況については、全体で約550人の申し込みがあると予測しており、今年度の505人を上回る状況である。今回の設置で七小については解消できると思うが、他のクラブについては1月13日までの申込状況を見ながら対応を考えていきたい。また児童館併設の学童クラブについては、今回指定管理者制度を導入する予定であり、その中である程度の対応を図っていきたいとの答弁がありました。

別の委員より、学童の待機状況や新規要望が急増しているとのことだが、地域格差は出てきているのかとの質疑があり、理事者より、学校間の格差は、学校別の児童数を見ても多いところと余裕があるところがあり、一小、二小、三小などは多い方であるが、児童数の推移を見ても学校ごとの希望の予測は非常に難しいのが現状であるとの答弁がありました。

また別の委員より、学校が2校目で大変結構なことと思う。もともと学童クラブは学校の中にあるのが安全で自由に遊べることから一番よい方法だと思う。我が市は防衛庁の補助金で学習等共用施設をつくり、そこに学童クラブを設置してきたが、現状ではこれを拡大することは難しいと思う。今後需要に対応するには学校施設しかないと思うが、学校施設に重きをおいて進めていくのか、見解はどうか。それと現状のクラブごとの待機児童数を教えてほしい。また六小学区は加美平保育園が学童10名を受入れてくれているが、他の保育園では対応ができないのかとの質疑があり、理事者より、当然ながら学校内にあるのが望ましいと考えており、今後も学校と調整していく、できる限り利用する方向で考えていきたい。また文部科学省と厚生労働省が新たに打ち出した、全児童対策としての放課後児童プランについては、教育委員会で(仮称)「福生っ子の広場」として検討を始めたところなので、これらの事業とうまく合体させていければ一つの方向性が出てくると考えている。待機児童数については、12

月1日現在で三小学区のさくらクラブが18人、七小学区の田園クラブが10名で合計28名となっている。次に保育園での実施については、保育園協議会等で協力をお願いしているが、適当なスペースがないということで進んでいないのが現状であるとの答弁がありました。

さらに別の委員より、学校内での設置に当たっては、教育委員会と協議をしていくとのことだが、学校とはどのように話し合いを進めているのか。校長だけではなく教職員とも話し合ってよく理解してもらう必要があると思うがどうかとの質疑があり、理事者より、今回の第二田園クラブの開設に当たっては、校長先生と5回ほど打ち合わせをしてきた。また全体的には教育委員会や学校長が出席する学校施設利用検討会等で協議を進めている。学校の教職員との協議は特に行っていないとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第75号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第76号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長 大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君） 御指名をいただきましたので、議案第76号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして審査報告させていただきま

す。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、限度額が8万円から9万円になるが、所得ではどのくらいか。また対象者はどれくらいいるのか。それと軽減措置はあるのかとの質疑があり、理事者より、標準モデルで夫婦と子ども2人で固定資産税がある世帯だと、所得で大体700万円を越えると限度額9万円となる。人数では直近の数字では約180人が限度額を超える。これは全体の2.3%に当たる。また介護分についても医療分と同様に軽減措置があり、これは地方税法に基づくもので、6割軽減と4割軽減があり、応益部分の均等割と平均割が軽減される。改定案でいくと均等割が9200円なので、6割軽減が5520円、4割軽減が3680円それぞれ軽減されるとの答弁がありました。

別の委員より、今回の改正理由の説明で、40歳から64歳の方と第1号被保険者との保険料の格差があると言われたが、細かい内容を教えてほしいとの質疑があり、理事者より、今回対象となる第2号被保険者は40歳から64歳までの方で、第1号被保険者については介護保険制度開始以来3年ごとに見直しが行われているが、第2号被保険者については6年間据え置きとなつたため、両者の格差が広がつたものであるとの答弁がありました。

別の委員より、説明を聞いて計算の結果、財源不足は6000万円であるが、今回の改定により2000万円が增收になるとのことだが、医療分について改定を見送って、わざわざ2000万円を取るために介護分を改定するという話は筋が通らないことだと思う。今回の改定は反対ですとの意見が出されました。

さらに別の委員より、資料で見ると年度別の滞納繰越分の額にはらつきがあるが、何か理由があるのかとの質疑があり、理事者より、滞納繰越分は現年度分の収入未済額が滞納繰越分として調定に上がっており、これは生活困窮等でいろいろな事情で納めることができない方が出ると安定的に収納率が上がらず、結果的にはらつきが出てしまうとの答弁がありました。

また別の委員より、改定分で所得割と均等割が上がった分で、增收額と限度額が上がったことによる增收分の内訳を教えてほしい。また収納率の表を見ると多少は収納率が上がっているが、こういう状況を見たら払いたくなくなると思う。今回改定するわけだから、収納率を上げる努力を示していただきたいとまずいので、その辺について説明してほしい。それと他市の状況の表を見ると、所得割の割合が武蔵野市は50%、三鷹市は47%、調布市が60%となっているが、どういうことか説明してほしいとの質疑があり、理事者より、改定の内訳は所得割による額が830万円、均等割で1700万円、限度額の引き上げで150万円を見込んでいる。それと武蔵野市等の所得割は福生市と課税方式が違い、住民税方式といい、前年度の住民税額に税率をかける方式で、特別区と同様に実施しているものである。また収納率の向上については、地方税法や国税微収法等を適正かつ厳正に適用し、差し押さえ等の原則を強化していく。さらに国から提唱のあった民間活力の導入等の検討、電話催告や新しい試みの実施等市税の収納強化に努めていくとの答弁がありました。

同委員より、今回の改定で平均的な人でどのくらい上がるのか。それと国保は8月

から9月ごろある日突然納付書が送られてくるが、もう少し早くするとか、最後を遅らせるとかどうにかできないのかとの質疑があり、理事者より、今回の改定額は平均すると所得割で1000円、均等割で2200円で合計3200円アップとなる。また納期については、現在厚生労働省が検討している65歳から74歳までの前期高齢者分の年金天引き制度との関係から、20年度に向けて1カ月前倒しして7月から賦課する方法も検討を始めた。7月からだと年8回の納期設定ができることになるとの答弁がありました。

さらに別の委員より、収納率の関係である市では滞納している人に出す健康保険の資格証を交付する際に、少しでも保険税を納付した場合、その額を現年度分に当てており、収納率アップを図っているが、福生市ではどうかとの質疑があり、理事者より、保険税は翌年度に繰り越さず、現年度優先という立場で現在収納事務に当たっているとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、審査中反対の意見がありましたので、起立により採決いたしましたところ、起立多数により原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、19番松山清君。

（19番 松山清君登壇）

○19番（松山清君） 議案第76号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の討論をさせていただきます。

国保税につきましては、野澤市長は平成15年度より5年連続値上げ計画を表明し、18年度まで4年連続で国保税医療分の値上げを続けてきました。この結果、国保加入者に重い負担をかけ、その反動として収納率が一向に向上せず、足踏み状態です。こうしたことを受け、19年度分の国保税医療分の値上げをやめたことの判断は当然のことと私は思います。

しかし、介護分の金額は医療分より少ないとはいえ、所得割額11%、均等割31%の大幅の値上げであります。こうしたことは医療分値上げを中止した多分政策的、政治的判断だと思いますけれども、そのことと相矛盾することになるのではないかと思います。

介護納付分が少ないから値上げをするという単なるそろばん勘定だけの判断ではなく、市民の生活に目を向けた、市民の生活実態にきっちり目を向け、政治的、政策的判断をして値上げを撤回することを強く求めまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 次に、賛成者、1番加藤育男君。

(1番 加藤育男君登壇)

○1番(加藤育男君) 御指名をいただきましたので、議案第76号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

景気回復等の報道等がありますが、地方自治体といたしましては実感のないものではないかと思われる状況であります。我が福生市も例外ではありません。また少子高齢化時代の到来で高齢者の医療費が右肩上がりで増大しており、福生市国民健康保険の事業運営は大変厳しい財政状況が続いており、一般会計からの繰入金も増大しております。

このような中で、平成15年度から4カ年間、医療分の保険税を改定し、現在に至っておりますが、平成17年度決算においては歳出に歳入が不足し、約2億400万円を翌年度の財源から繰り上げた財政措置となっております。

ただ、一般会計の繰出金にも限度があり、このことについてはやむを得ない措置ではないかと考えております。そこで市では平成19年度に向け、国保事業についてさらなる検討を行い、その結果、本来であれば既に改定を行われなければならなかつた40歳から64歳までの介護分、第2号被保険者の保険料を改定いたしたく提案があつたところでございます。

この介護分については、65歳以上の第1号被保険者の保険料では既に3回の見直しを行っており、第2号被保険者との格差が生じております。また提案理由にも説明がありましたら、介護分に約6400万円の不足額となっておりますが、これは本来医療分の保険税に充当しなければならない財源であります。

このような状況を国民健康保険運営協議会に諮問し、十分審議された結果、諮問どおり答申されたとのことでございます。このような経過を踏まえますと、医療分の保険税は税制改正等社会情勢の変化から凍結し、介護分の保険料の改定については妥当であると考えるところでございます。

以上のところから賛成討論とさせていただきますが、貴重な財源である保険税の収納率については、市税等収納率向上対策本部を設置し、1年を経過しておりますが、目を見張るような成果が出ているとは思えませんので、本部長である高橋助役を中心に、さらなる対策等を講じて収納努力をしていただくことと、国保事業が相互扶助、共済制度であることなど市民に理解を得る等のPRをお願いいたします。

また、医療制度改革による生活習慣病の健康診断、予防対策などの健康増進策を図り、医療費の抑制に努力をお願い申し上げ、賛成討論といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(石川和夫君) 以上で討論を終わります。

これより議案第76号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（石川和夫君） 起立多数であります。よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第10、議案第77号、福生市まちづくり景観条例を議題といたします。

本案については建設環境委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告願います。

（建設環境委員長 前田正蔵君登壇）

○建設環境委員長（前田正蔵君） 御指名をいただきましたので、議案第77号、福生市まちづくり景観条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、本会議の説明の冒頭で市民からアンケートを取ったという説明があったが、このアンケートの内容について、また4章の14条「それに従わないときは、その事実を公表できる」とあるが、公表する場合はどのようにやるのか。また5章の16条で「市長は、景観重要資源の所有者等に対し、予算の範囲内において、景観重要資源の保存もしくは育成の実施について、技術的援助または費用の一部を援助することができる」とあるが、この内容について。次に6章の17条3項「市長が委嘱する委員10名以内をもって組織する」とあるが、この人選方法について詳しく教えてほしいとの質疑があり、理事者より、市民アンケートについてあくまでも条例の意見募集ということで、10月1日から20日にかけて実施し、意見を募ったが、新聞社2社、公共事業者1社からの問い合わせはあったが、市民の意見はなかった。平成17年2月と18年2月にフォーラムを開催して約100名の市民の方の参加をいただき、その意見を参考にしながら盛り込んだ条例である。

次に、14条の事実の公表だが、基本的には主に景観への影響行為が関係すると思われる。敷地の面積、また景観協定内、あるいは区域内の景観の重要な資源に有する地域内等で大規模な改修が行われるということで、その内容に従わない場合には、基本的にはまず勧告とか行政指導、変更を促して、従わないときには公表をして社会的信用失墜というような罰則の意味合いを考えているのが14条である。

16条の技術的援助については、景観条例の中で幾つか景観協定の締結とか、条例の10条の中には、景観の推進団体に認定させるという形があるが、その中で基本的には申請により提出された案件を審査会の意見を聞いて技術的な援助者、いわゆるアドバイザーとか技術的造園環境、色彩、法律などに関して詳しい専門的な知識を有する人を考えている。

活動に要する費用の助成については、この条例に基づいて補助金要綱などを含めての審議会で諮り、決定したいと考えている。また審議会の人数については条例で10人以内ということで、市民5名以内、事業者2名、学識経験者3名以内を予定しているとの答弁がありました。

別の委員より、14条罰則規定の問題で、本会議の中でも委員からごみ屋敷の問題の指摘があったが、最近公園の中にテントで寝泊まりしている問題、ごみの不法投棄

に対するポイ捨て条例の関係などもあり、さらにはごみ箱の設置みたいな観点からの考え方もあったが、この14条の概念の中では具体的には罰則規定というものがそれだけで終ってしまうのか、それとも次の段階で、この条例を可決した後にさらに罰金などが科せられるのかを伺いたい。

また、15条の表彰の関係で、今生垣の補助も含めて新たに例規集の中に含めていくと聞いたが、その中に農業を取り組んだ都市景観事業、都市景観のあり方、また最近では他の市のホームページにも都市景観デザインという形で、緑と共存するような形での景観づくりについて述べられているが、そういった農業を取り組んだ整備の仕方の新たな表彰を15条の関係の中での考え方について伺いたいとの質疑があり、理事者より、この罰則規定については、基本的には協議の合意を図っていくことで勧告し、それによって公表し、変更命令して公表していくような流れが今回の条例の中の公表という形である。罰則規定には至っていないが、罰則規定になると、当然義務を課して権利を制限するので、違反者に対する罰則、刑罰規程が盛り込まれていく形が考えられる。環境確保条例などで、ごみの問題が解決して、そこには基本的には罰則規定はある。

公園とたばこなどの関係については、今回の条例の中で一番大きな位置付という考えの中には、小さな合意という制度が位置づけられて評価される仕組みが必要と考えられる。ごみの出し方や道路の清掃に対しても、向かう三軒両隣という簡単な約束であっても、景観上は非常に意義がある。公園のたばこのマナーなど、小さな合意の中で少しずつ広げていけば、そういう条例の考え方を基本的な部分として持っている。

また、農業に取り組んだ形で景観団体を指定できるので、当然農業緑化という形から、農業に対する後継者も少なくなっている中で、今後非常に重要な部分である。基本的には今後、高齢化になっていった場合に農業の団体組織が出てきて、農に生産者として家事野菜とか販売野菜、仕組みも出来れば、当然景観に沿った認定団体になるので、表彰に値すると考えるとの答弁がありました。

同委員より、東口、西口の駅前通りを地域を限定してたばこポイ捨ての罰則を一定期間網をかけられないのかとの質疑があり、理事者より、以前に環境基本条例をつくり、それからここに景観条例をつくらせてもらった。これは環境とか景観とかといったものの相対のとらえ方を表に出すという、いわゆる基本法的な考え方だと考えていただいた方がよい。それに基づいてたばこ、あるいはごみのポイ捨ての問題などについては、基本的には清掃関係の条例の方にいってしまう。その中でごみのポイ捨てについては罰則規定をつくるべきだという考え方も片一方ではあるし、同時に現在、市民の皆さんがモラルの問題として一定の形のところでやるべきだという考え方もある。したがって、全部のそういう問題を景観というものの中で処理をしてしまうという考え方はこの条例ではできないということになる。

先ほど樹木の補助金の問題が出てきたが、そういった問題が、全部いろいろな形についてくるという、その一番上のところに「こういう考え方で景観を守っていきましょう」という形でこの条例が出来上がったと理解してほしい。今、言われている個別問題については、また別のそれぞれの法体系の中で処理をしていくという問題と、それ

は会議の問題として考えていくというふうに考えていた方がよいとの答弁がありました。

さらに別の委員より、第4条第1項は「市民は努めなければならない」という表現で、2項が「市民は、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない」という強い言い回しではないかと思うが、「協力しなければならない」というちょっと強い表現がほかにもあるのか、それとも妥当なものなのかの考え方を伺いたい。

また、第12条5号に「前各号に掲げるもののほか、景観環境行為として市規則で定められる行為」とということで、この12条で想定している各建物の景観に悪影響を与えるようなものを阻止していくものであろうと思うし、1から4号までは形状みたいなものだと思うが、建物の中で行われる行為が景観上適正かどうか一つの大きな問題となり、この5号では市規則の中で想定してのものなのか、どういう想定のもとに規則がつくられていくのか、それに伴って14条の罰則規定と、その事実を公表できるというだけで終っているのか、例えば水道管をそこまでもって行かないとかの罰則ではないけれども、協力しないようなことも盛り込めないのかどうかについて伺いたいとの質疑があり、理事者より、第4条の「努めなければならない」ということと「協力しなければならない」と文章的なところの質問であるが、これはあくまでも努力をお願いするという内容である。福生市以外のほかの条例の中にこういう表現があるのかどうかということだが、基本的にはほかにもこういった表現はある。強い語尾には協力をお願いしたい強い意志が入っている。

また、12条の中の「前項に掲げるほか、景観影響行為について」は市規則で定めるの1から4号については、宅地開発指導要綱の内容がここには網羅されている。5号としては、「市規則で定める」は今後またいろいろ推進体制の中から意見をいただくことも考えており、その辺の内容については今後つくっていきたい。また14条ではどこまでが公表できるかについては、行政指導という一つの基本的なスタンスがあるが、協議をして改善をしていただくとか、そういうスタンスで公表していく形を考えているとの答弁がありました。

以上のような質疑応答の後お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第77号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第11、議案第79号、東京都後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長 大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君） 御指名をいただきましたので、議案第79号、東京都後期高齢者医療広域連合の設立についての審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、広域連合制度とは何か。この制度は都道府県単位で、東京都の場合は62自治体全部が議決しないと効力が発生しないのか。都内の他市の状況等はどうか。また市選出議員12名の選出方法はどのようになるのか。広域連合の議会はいつごろ開催されるのか。19年度の予算としてはどのようなものがあるのかとの質疑があり、理事者より、広域連合は地方自治法に基づく特別地方公共団体で、従来の一部事務組合などの制度が事務の共同処理という性格であったが、これにとらわれず広域的な事務事業を柔軟かつ効率的に対応する組織である。現在都内各区市町村議会で審議されており、26市中半数が即決で対応すると聞いている。62区市町村すべてが議決されないと都知事に広域連合設立の許可申請ができない。また議員12名の選出は、規約第8条で「各市の議会で選挙する」となっているが、具体的にはまだ示されていない。26市の議長会では市制施行順に12名を選出したらとの話が出ていると聞いている。次に、議会開催数は19年度には7月に臨時会を開催し、定例会を11月、2月の2回の開催を予定していると聞いている。なお、19年度には共通経費としての事務費分賦金を負担することになり、総額で約20億円、そのうち当市の負担は約900万円と試算されているとの答弁がありました。

別の委員より、今回のこの制度を導入することによって、福生市や市民はどのようなメリットがあるのかとの質疑があり、理事者より、従来の老人保険制度から変わり新しい医療制度として創設されるもので、市にとっては財政運営の明確化、安定化が図られることになる。具体的には保険料の収納状況から未集金が発生した場合は不足分の2分の1が財政安定交付金が当たられ、残りについては基金からの貸付金により処理されるため、財政的な安定が図れることになる。また市民にとっては国の試算によると年間保険料が平均では国保と比べると若干安くなる。なお、負担割合は高齢者の負担が1割、現役世代の負担が4割、残り5割は公費負担で、内訳は国が3割、東京都が1割、市の負担が1割となり、負担の明確化ができるとの答弁がありました。

さらに同委員より、議員の報酬はどうなるのか。特に区部の議員の報酬は高いようだから、どのように想定しているのか説明してほしい。それと別表で高齢者割と人口割でそれぞれ50、50となっているが、一番近い時点の75歳以上の人口はどのくらいいるのかとの質疑があり、理事者より、報酬については現在入っている情報では、

まだ決まっていない状況であるが、例えば清掃の一部事務組合が1万円、たま広域資源循環組合が2万5000円、ほかに構成団体の平均が1万5000円であり、それらを参考にして決めると聞いている。この件に関しては、構成団体の協議組織ができるようであるので、その中で意見を出していきたい。次に75歳以上の人口は、事務費分賦金の概算数字では4136人となっているとの答弁がありました。

別の委員より、広域連合の規約では議員選出の選挙の規定があるが、現実の選挙があるとしたらどのようにやるのかとの質疑があり、理事者より、規約上はこのようになっているが、実際には間接選挙になるようであるとの答弁がありました。

さらに別の委員より、市の議員定数が12名になっているが、13名にすれば26市の半分でちょうどよいと思うが意見具申はできないのかとの質疑があり、理事者より、規約の中でこのように決まっており、この規約を議決していただくことになるとの答弁がありました。

以上のような質疑応答の後お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第79号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第12、議案第82号、平成18年度福生市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案については総務文教、建設環境、市民厚生の3常任委員会に審査を付託しておりますので、各委員長から報告願います。

まず、総務文教委員長青海俊伯君。

（総務文教委員長 青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君） 御指名をいただきましたので、議案第82号、平成18年度福生市一般会計補正予算（第3号）歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分につきまして審査報告をいたします。

理事者からの説明の後、質疑に入りました。

委員より、債務負担行為補正について、押島駅自由通路整備事業がこのような形に

なったのだけれども、こういった契約の不履行がまた行われるようなことがあってはならぬというふうに思いますが、予防策をしっかりと練っていかないといけないのではないかとの質疑があり、理事者より、これについては説明をしたように、南口の階段を下りる部分の用地買収が遅れているということとして、11月14日には熊川・松原線の促進協議会を開催したり、今回の本会議だと、建設環境委員会の委員さんにも御質問をいただきて、心配をしていただいているところであります。この事業については、昭島市が事業を進めていくことでもあり、福生市としても協力ができる部分については側面から協力をていきたいということで考えております。昭島市でも全力を上げて用地買収にかかっていく、何としても1年で仕上げていくという姿勢で用地買収に取り組んでいくということを聞いておりますとの答弁がありました。

さらに同委員より、具体的な策というものは大丈夫なのか。その場合には、昭島の方が全面的にそれを負担するという形の協定みたいなものは結んでいるかとの質疑があり、理事者より、現時点では1年で何しろ終らせるということであり、そういう協定等は結んでいない状況であります。一応そういう努力をしていただくという形になっていますとの答弁がありました。

別の委員より、庁舎建設の契約差金の関係で、新庁舎と監理委託と電波障害の委託料と工事委託請負費で1億5854万1000円を基金に戻すわけですが、そうした次の使用目的みたいなことはどうやっていくのかとの質疑があり、理事者より、今回の補正で、補正額は1億5800万円程度ということで減額になりますと、基金については18年度、19年度で取り崩すわけですが、この額については今年度は執行しないということで、来年度に回るということになります。今回の補正で基金の残高は当初では15億7900万円の予定でしたが、今回戻りになりますので、18年度末見込みについては17億3700万円程度になります。そのお金は当然19年度の方に充当するということで、現在当初予算編成作業中ですので、確かな額は申し上げることはできませんが、17億3700万円のうち大半というか、なるべく基金を使つていくということで取り崩しを行う予定でありますとの答弁がありました。

同委員より、そうすると来年度に基金に繰り入れて、また使用していくという形になると思うのですが、18年度に戻して、19年度にまた使うという形になってきます。差金が出てくる可能性もあるから、最終的にどう使用するという最終的な使用目的になるのかとの質疑があり、理事者より、新庁舎建設の関係ですが、2期に分けて工事を行っており、17年度末に債務負担を組ませていただいて、2カ年工事の契約をしております。

それからもう一つは、この庁舎建設については防衛の補助事業を受けて実施しているところであり、二つに分かれております。17年度、18年度国債という形で国の補助金を確保している分、19年度の2カ年の国債という形で、これは國の方の手当ですが、それを1期、2期に配分をして、18年度分、19年度分という形でやっておるものですから、基本的に1期分の部分で、2カ年の工事の中の1期分、2期分を補充の部分に含めて配分をして、これが遅れておりますが、ここで1期分につい

ての18年度内で終る部分の関係の精査をしました。その中で差金がある部分、結局充てるお金が庁舎建設については国の補助金と庁舎建設の基金と起債という形になつております。この18年度分の総体の事業費の中で補助金を充てて、起債を充てて、差金で残った基金をいったん戻して、19年度については残りの工事分に充てる。それから、実は工事の中で省エネルギー対策とか建築備品の中で一部崩してある分、あるいは外構工事、幾つか取っていない部分があり、それが19年度の予算編成までいたしますので、そこに当てていくという形になります。総額41億円を上限ということで、今19年度分に向けての予算編成に取りかかっているところでありますとの答弁がありました。

別の委員より、16、17ページの説明欄2の職員研修福利厚生費の13節職員定期健康診断委託料の100万円の減額は、人間ドックの利用者がかなり増加したということですが、詳しい説明と受診結果はどのような傾向かとの質疑があり、理事者より、健康診断の法的根拠では、労働安全衛生法に基づきまして事業者である市は職員に対して医師による健康診断を実施しなければならない。一方、労働者である職員については、市が行う健康診断を受けなければならないというふうに規定をしております。ただし、職員は市が行う健康診断を希望しない場合につきましては、他の医師が行った健康診断の結果を書面で提出するというようなことで健康診断を受診したものとみなしてよいというふうになっております。つまり、このただし書きが人間ドックを指しておりますと、この人間ドックの増加は、市で行う健康診断を受診しないで、人間ドックを利用する職員が多くなったことがあります。そして、その診断結果について書面で提出されておりますので、市は職員が健康診断を受診したものとみなして、市が行うべき職員健康診断委託料の人員、これを319名で編成いたしましたが、258名というようなことになりますと、61人分を減額したものが100万円の主な理由であります。

また、18年度の定期健康診断結果、いわゆる市で行った健康診断と、それから人間ドックの受診者を合わせまして496人、これは嘱託員も含んでおります。嘱託員も市が行わなければならぬというふうになっておりますので、その結果、傾向でありますと、29歳未満については有所見者率が14%、30歳から39歳ぐらいまでが35%、40歳から49歳までが43%、50歳以上になりますと72%ということであり、4人に3人弱が何らかの形でいわゆる検査数値の異常を示しているということであり、検査数値で多いものを申し上げますと、過体重というようなことで体重オーバーということが多いようです。それから高血圧、あるいは高脂血症、糖尿病というふうな部分で異常値が多いようになっておりますとの答弁がありました。

同委員より、メタボリック症候群ですが、40歳以上の中高年世代にかなり増加しているということで、ほおっておくと生活習慣病に進行して心筋梗塞、また脳卒中などの引き金になるということで、予備軍もかなり多く、全国で2700万人以上というようなことがあります。

福生市におきましては「健康ふっさ21」を活用していただいて、かなり概要版も出ているわけですが、ここで書かれていることは「心も体も笑顔で元気、みんなで築

く健康なまち福生」やはり市民の方に対応するサービス業ですので、職員の方みずからが健康でないと笑顔をもって対応できないわけですが、本当に今後、健康診断の結果をよく見て、自分の体を知るということで日常生活の中で健康づくりに努力していただきたいとの要望がありました。

また他の委員より、青少年海外派遣委託料 88万6000円、参加者2名減ということですが、2人の減の理由についての質疑がありました。理事者より、2名減の理由ですが、12名以内という形で実施要綱ができておおりまして、従来は30人とか40人が応募してきたのですが、この3月の募集では応募者そのものが11名であったということで、1人減りました。2次面接の際にどうしても参加できないということで1名減り、その結果10名となったとの答弁がありました。

その後お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午後0時 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、建設環境委員長、前田正蔵君。

（建設環境委員長 前田正蔵君登壇）

○建設環境委員長（前田正蔵君） 御指名をいただきましたので、議案第82号、平成18年度福生市一般会計補正予算（第3号）歳出予算のうち建設環境委員会所管分について審査報告をさせていただきます。

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、公害対策費、PCB処理委託ができなかったとの説明だが、これは翌年度に繰り越すのか、このまま放置しておくのか伺いたい。またやなぎ通りのおおよその完成の目標はいつごろになるのかとの質疑があり、理事者より、PCBの問題は10月23日事業を開始している。平成18年度の福生分は平成19年度に処理する。また内訳としては、現在コンデンサーが10台、安定器が79台で、保管場所は市役所、さくら会館、一小、二小に保管している。またやなぎ通りがいつ完成するかについては、4筆、265.7平方メートルが残っており、約束はできないが、なるべく早いうちに完成したいとの答弁がありました。

別の委員より、PCBの話だが、来年度で全部処理できるのかとの質疑があり、理事者より、平成19年度で処理するとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 次に、市民厚生委員長大野聰君。

（市民厚生委員長 大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君） 御指名をいただきましたので、議案第82号、平成18年度福生市一般会計補正予算（第3号）歳出予算のうち市民厚生委員会所管分について審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、社会福祉費の福祉改革推進事業都補助金返還金についての内容、それと学童クラブ事業費の非常通報装置設置工事10カ所で学校110番との説明があったが、内容は何か、また臨時第2田園学童クラブの設置工事費の内容について説明してほしいとの質疑があり、理事者より、福祉改革推進事業都補助金返還金は平成17年度に東京都から交付された補助金の返還金で、大きいものは自動体外式徐細動器設置事業分が738万1038円で、その他高齢者自立支援日常生活用具給付事業分が64万6505円の2分の1、高齢者家具転倒防止装置事業分が17万8968円の2分の1、高齢者自立支援住宅改修給付事業分が135万6196円の2分の1等が主なものである。

次に、学童クラブ非常通報装置については、緊急事態発生時に非常ボタンを押すだけで警視庁の通信司令室に直結される非常装置で、既に小・中学校、認可保育園、児童館等に設置してあるが、今回学童クラブに設置するものである。また臨時第2田園クラブの設置工事費350万円は、七小の3階に設置する学童クラブの工事費で、パーテーションなど約130万円、電気工事関係が77万円、空調関係が150万円で積算したものであるとの答弁がありました。

同委員より、AEDについては返還額が大きいが、1台幾らだったか。予定していたところは全部設置したのか。それと高齢者の給付事業は申し込みが少なかったようだが、どのようなPRをしたのか。また学童クラブを学校施設内につくるとき、出入口を別につくる必要性はなぜかとの質疑があり、理事者より、AEDについては1台65万6000円の見積りをしたが、実際には29万4787円であったため、大きな返還金が出たものである。それと高齢者の給付事業については広報、ホームページや在宅支援センター連絡会、個別の相談などでその必要性を把握し、実施した結果である。また、学童クラブの出入口については、クラブも家庭代わりになっているので、いったん外へ出て「ただいま」といって登所するために気持ちの切り替えが必要と考えている。そのため出入口を別にするということの答弁がありました。

別の委員より、今回の生活保護費の補正額が1億1500万円になっているが、現在どれくらいの件数か、伸び率はどうかとの質疑があり、理事者より、11月で649世帯、人員で878人であり、本年3月時点の受給者数682世帯、940人と比較しても少なくなっている。ただ、例年冬にかけて伸びている傾向にあるとの答弁がありました。

さらに別の委員より、認可外保育所利用者補助金480万円の補正是、180人という多い数字だが、市内4施設で算定しても多いと思うが、内容について説明してほしい。それと学童クラブ工事に都補助金が出ているが、2分の1になっているのかど

うかとの質疑があり、理事者より、利用料補助金は市内の施設だけでなく市外の認可外施設に入所している児童も入っている。また学童クラブの都補助金は、昨年度は2分の1であったが、本年度は3分の2になったので若干金額がふえているとの答弁がありました。

別の委員より、老人福祉費の項で、特殊寝台給付補助費があり、結構な話だと思うが、特定財源のその他の項に91万2000円があるが、この内容は何かとの質疑があり、理事者より、この特定財源は住宅使用料のうち特定公共賃貸住宅等使用料で、これは第2市営住宅の高齢者住宅に入居している生活協力員の家賃収入で、歳出の老人福祉費の項で支出している委託料や家賃助成で、今回高齢者いきいき事業費の補正とは別に財源内訳だけを変更するものであるとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願ひいたします、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第82号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第82号は各委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第13、議案第83号、平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については建設環境委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告願います。

（建設環境委員長 前田正蔵君登壇）

○建設環境委員長（前田正蔵君） 御指名をいただきましたので、議案第83号、平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、519メートルの雨水管にどのくらいの直径の管が入るのかとの質疑があり、理事者より、雨水管の直径は25センチから80センチであるとの答弁がありました。

同委員より、そうしますと複雑な管になるのかとの質疑があり、理事者より、雨水

管は上流から下流に向けて上流が細く下流が太くなるような考え方で埋設しているとの答弁がありました。

以上のような質疑応答の後お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第83号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第14、議案第84号、福生市児童館等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長 大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君） 御指名をいただきましたので、議案第84号、福生市児童館等の指定管理者の指定についての審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、今回約1500万円の削減ができるということだが、公募した4団体のうちワーカーズコープを選考した根拠と、この法人の実績について伺いたいとの質疑があり、理事者より、審査会でワーカーズコープを選定した結果は、基本的に市民サービスの向上はもとより費用対効果、コスト削減等について民間活力を導入するものである。審査結果では第1次審査等で児童館、学童クラブ事業等、事業計画の提案がよく、4団体のうちでは評価が高い結果となった。同法人は板橋区や足立区等の学童クラブと八王子市の学童クラブも受託しており、児童館や学童クラブ等の実績が十分であると評価したものであるとの答弁がありました。

同委員より、職員配置に当たり地元雇用をやると言われたが、地域ではどのようなことをやるのか。また、応募の中に市内業者はいたのかとの質疑があり、理事者より、この法人は市内在住の雇用を優先したいという提案がなされている。また、4団体の応募の中には市内の団体が2団体あったが、児童館等の長期的な運営を図ることから総合的に判断した結果、今回選定したものであるとの答弁がありました。

別の委員より、開館時間や引き継ぎの関係など現状より随分変わっている。費用も削減でき、学童クラブは6時以降も利用できるようだが、利用者負担はある程度算出されているのか。それと現在直営でやっている職員は何人いて、今後どうなるのか。また、委託の場合の入件費はどうなっているのか。さらに直営のときとどう変わるのが説明してほしいとの質疑があり、理事者より、提案書では学童クラブの時間延長の利用者負担は30分で300円、定期利用の場合は1500円から2000円となっている。まだ今後内容を精査するが、八王子市が先駆的に行っているので、参考にしながら試行的に行っていきたい。

次に、児童館の職員数については、現在正規職員が3名、非常勤職員が15人という体制であり、現行の入件費は非常勤職員分が4809万9000円と非常勤分、これは学童クラブの入件費も入っておりますが、4488万円の計9298万円程度だが、ワーカーズコープの提案では8200万円となっており、約1000万円の減額ができることになっている。また児童館職員は、指定管理者制度移行後、市の組織改正の中で十分能力が発揮できる部署への配置転換を行っていきたいとの答弁がありました。

同委員より、直営の場合の運営費が1億2490万円との説明があったが、今説明のあった9200万円はその中に入っているのか。それと児童館の開館時間が午後9時まで、中高校生のみと言われたが、居場所対策としてはよいことだと思うが、実際にはどのように運営していくのかとの質疑があり、理事者より、1億2490万円には入件費9200万円が入っている金額である。また今回の提案では、基本的に中高校生が自主クラブを自分たちで自主的に、バンドや演劇といった興味や関心のある事業を運営し、自分たちが主体的にかかわる中で成長する機会を与えることを目的とした内容となっている。さらに児童館が行うイベント等についても、中高生を積極的に活用してリーダーとして育成していきたいとの提案もあったとの答弁がありました。

さらに別の委員より、中高生向けの事業については、提案書では午後9時との説明だが、市の取り組みでは中学生以下は午後6時までとなっている。中学生を外した理由は何か。それとバンドや演劇の自主サークルの提案について、児童館ではバンド活動をするような防音設備があるのか。次に、学童クラブの受け入れに対しては、設置基準の範囲内で定員を増員するとなっているが、武蔵野台児童館では今でも定員を増やしているのに、これ以上入れることになるのか。設置基準はどうなっているのか。また、事故防止対策ではどのような提案があったのかとの質疑があり、理事者より、中学生を午後6時までとしたのは、安全上、危険回避等を考慮したもので、19年度は試行的に高校生を対象に実施したいと考えている。次に、バンドの騒音対策については、特に施設を改良する考えはなく、現在の施設の機能の中で対応できるように考えていきたい。また設置基準については、面積基準等は法的に決まっていないが、東京都で示したガイドラインがあるので、それらを総合的に判断し実施していく。なお、定員を上回っての受け入れについては、今後児童館と学童クラブの運営に当たって一体的な運営ができると考えている。

最後に、事故防止対策、防災対策の提案についての審査結果では、他社より評点が

低いが、ワーカーズコープの提案では、子どもの状態把握、安全チェックリストによる確認、子どもの動線の安全確保、職員間の意識統一と防災安全管理体制の整備が出されている。この中で一番評価された提案は、事故等対応マニュアルが他社の提案よりすぐれた内容であったものであるとの答弁がありました。

別の委員より、この法人は運営の実績で運営の安定性、健全性が総合評価で極端に低くなっているが、どういう評価をしたのか説明してほしい。倒産等の心配はないのかとの質疑があり、理事者より、審査に当たっては金融機関の職員が外部評価委員に入っており、諸帳簿の点検、今後の財政見直し等のチェックを行っており、そのような心配はないとの答弁がありました。

さらに別の委員より、審査委員会のメンバー構成はどうなっているのか。それと指定管理者の契約は5年間となっているが、契約不履行があった場合、トラブルがあった場合はどうするのか。また、先ほど説明があった常勤職員以外の非常勤の処遇はどうなるのか。それと学童クラブで社会福祉協議会との関連性はどうなのかとの質疑があり、理事者より、指定管理者候補者選定審査会のメンバーは、助役を会長として収入役、教育長、各部長で構成されている。ただし、当該施設の担当部長は除外している。それと、財務諸表や財政の内容審査のため市内の金融機関の職員にも入ってもらっている。また協定については長期になるので、危機回避等を考慮して協定書の中に十分盛り込んでいく。

次に、現行の非常勤の扱いであるが、児童館の指導員については今年度いっぱいで任期満了という対応をしているが、今後運営する法人が地元雇用を優先するという提案もあるので、個々の指導員に説明し、やる気があれば引き続き話をしていきたい。

なお、今後学童クラブ事業の運営は指定管理者が3カ所、社会福祉協議会の運営が7カ所となるが、ワーカーズコープが提案している時間延長については、自主的な事業としており、市としては試行的な実施と考えている。今後社会福祉協議会とも十分協議していきたいとの答弁がありました。

以上のような質疑応答の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第84号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長の報

告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君）　日程第15、議案第85号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長　田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君）　御指名をいただきましたので、議案第85号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

今回改正をお願いいたします一般職の職員の給与の改定でございますが、人事院は8月8日に国家公務員の平成18年度の給与改定につきまして、官民格差が極めて小さいことから、改定の見送りを勧告しました。

一方、東京都の人事委員会は10月13日に都職員の給与を0.31%、1357円引き下げるとともに、地域手当の引き上げに伴い給与水準として給料月額を0.9%引き下げ、公民格差相当分と合わせて勧告をしたところでございます。

また、扶養手当につきましては、配偶者等につき1万4500円から1万3500円に1000円の引き下げの勧告もいたしました。

福生市の給与改定につきましては、平成10年4月より職務職責に応じた新給与体系へ移行を図り、給料表は東京都の給料表を基本といたします給与体系に改定しておりますので、今回も東京都人事委員会の勧告を基本とし、給与改定をいたしたいので、本条例の改定をお願いしようとするものでございます。

それでは、改正条例の内容につきまして説明を申し上げます。

大変恐縮でございますが、議案書とお手元に配付しております本会議資料の平成18年度一般職の給与改定資料を御参照いただきたいと存じます。（別添資料参照）

第9条第3項中に定めます扶養手当の改正でございますが、本会議資料の1ページ、（2）職員手当、アの扶養手当にお示ししておりますが、配偶者及び配偶者がいない第1子を現行月額「1万5500円」を「1万4500円」に1000円の引き下げをいたそうとするものでございます。

次に、第10条の2中に定めます地域手当の改正でございますが、本会議資料の中ほどのイの地域手当を現行「12%」を「13%」に1%引き上げるものでございます。

次に、別表の給料表の改定でございますが、資料の2ページには行政職1表の1級から4級まで、3ページには5級から8級まで、4ページには行政職2表の1級から4級までとなっており、それぞれ各級に現行改定の間差と金額、引上額、引上率が掲載しております。また欄外は再任用職員の給料表となっております。

それでは、資料1ページに戻りまして（1）給料級別平均額、アの行政職給料表（1）は、一般事務職に適用しております給料表でございまして、現行と改定後給料表での表上の改定額は、1級から8級までの下段の平均で、引上額はマイナス3501円、改定率がマイナス1.13%となっております。

右側の欄、実質では具体的に職員が受けております職務の級、号級に当てはめまして計算をいたしました級別の平均でございまして、いずれも引き下げとなっております。主事職に適用しております1級におきましては、該当する職員がおりません。同じく事務職の2級は707円、0.38%。3級は2584円、1.05%。主任職に適用しております4級は額にいたしまして3571円、1.10%。係長・主査職に適用しております5級は額にいたしまして4851円、1.17%。課長補佐職に適用しております6級は額にいたしまして5643円、1.27%。課長職に適用しております7級は額にいたしまして5200円、1.12%。部長職に適用しております8級におきましては額にいたしまして5320円、改定率が1.10%とそれぞれ引き下げと相なるところでございまして、1級から8級までの平均では4150円、1.14%の引き下げとなっております。

次に、イの行政職給料表（2）でございますが、これは用務員、作業員等の技能労務職に適用しております給料表でございまして、一般事務職と同様に各級ごとに改定をさせていただきまして、右側実質の平均では額にいたしまして4367円、1.20%の引き下げとなるものでございます。

次に、（3）基準内給与、これは平成18年4月1日現在の給料、扶養、地域、住居、管理職手当の平均給与月額で、引上額欄で見てまいりますと、給料におきましては4174円、改定率が0.95%の引き下げ。扶養手当では350円、改定率0.08%の引き下げ。地域手当は3272円、改定率0.75%の引き上げ。住居手当は改定がございません。管理職手当は88円、改定率で0.02%の引き下げで、合計いたしますと1340円、改定率が0.31%の引き下げとなります。これは東京都人事委員会の勧告とほぼ同率となっております。

次に、改定後の初級給につきまして、（4）の初任給で申し上げますと、初級、高校卒程度につきましては1300円、0.9%。中級、短大卒程度におきましては1400円、改定率が0.9%のそれぞれ引き下げとなっております。上級、大卒程度につきましては改定はございません。実施時期は平成19年1月1日を予定しております。

この条例が1月から施行となりますと、職員は来年1月の給料から引き下げをした新しい給料表での支給となりますことから、本年の4月から12月までの間の旧給料表と新給料表との差を所要の調整としてマイナス調整をいたすことになりますが、この調整方法として、次の議案第86号の平成19年3月期期末手当の支給割合を定める条例で期末手当の支給割合を差し引きすることで調整をすることとしております。

なお、今回の給与改定に伴います一般会計及び特別会計を合わせました給与総額は932万2000円の削減を見込んでおりますが、あわせて予算執行の精査をさせていただきまして、3月定例会で補正予算をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案の方に戻らせていただきまして、最後のページの附則でございますが、改正後の条例は平成19年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げま

して説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○22番（小野沢久君） 今の説明でなかなかわかりにくくて、私も随分研究をしてきました。人事院勧告はゼロで、東京都の人事委員会の勧告に基づいて減額をすることのございますけれども、較差分として0.31、1357円を引き下げて、給与水準を0.9下げて、ですから1.21引き下げて、地域手当を0.9引き上げようという、簡単にいうとそういうことの提案だよね、これは。

それで、我が市は東京都の人事委員会の勧告に沿っていくということですから、これでいくのでしょうかけれども、まず説明が足りないというか、してほしい部分が、今回は地域手当ということが、これが1%引き上げられるわけですね。

その地域手当というのはなんぞやということを説明していただきたいと。それはなぜかというと、我が市は現状は12%になっていて、11%から12%に上げるときに随分私、抵抗した覚えがあるのですが、これからはこれがとんとん拍子で18までそのうち上がるということですから、大変なことになろうかと思うのですが、それにそれなりの根拠があるわけですから、この今の用語の説明をまずしていただきたい。それから、給与水準として給料を月額0.9%引き下げ、これは国の国家公務員の基準を民間の低いところと合わせていくという形の日本国じゅうの下げる部分だと思うのですが、これもそういう面では耳慣れない言葉でございますので、この辺の説明をしていただきたい。まずそれが二つ目の質問ですね。

それから、職務職階級、責任に合わせて給与をということで、前から取り組んできていますけれども、その表上ではそのことが見てわかるような形に、どこにきているのかという点を、その3点を質問させていただきます。

それから、あとは数字の関係です。これも毎年数字については伺っておりますので、これはすぐ出ると思うのですが、この実施日が19年1月1日現在ですから、そのときの職員数、それと平均年齢、平均勤続年齢、それから基準内給与の引き下げ額が0.31の1340円なのですが、定期昇給分、官差と言われる分が平均ですと5000円以上があろうかと思いますので、それが幾らになってくるのか。それと平均の給与月額が幾らになるのか。3番目として年収について、この改定後の年収がどういうふうに変わってくるのか、増減もあわせて、期末勤勉手当も含めて、その増減を含めた金額をお願いしたいと思います。

それから、これは35歳の大卒の給与、これはなぜ35歳を使うかというと、民間の大体データに出てくる数字は三十五、六歳が一般的でございますので、比較するのにこの辺の数字がどうしても必要になりますので、35歳の大卒の改定後の給料が幾らになるか、月額と年収をお願いいたします。

それから、労働時間と1時間当たりの単価なんて毎回意地の悪い質問をしておりますけれども、この改定によって、平均給料を割り戻せばいいのですが、1時間当たり幾らになってくるのか、以上の数字をお願いいたします。

○総務部長（田辺恒久君） 答弁させていただきます。ちょっと漏れがあつたら御指

摘要いただきたいと思います。

地域手当の考え方でございますが、地域手当の考え方として、国家公務員に対して人事院が勧告した制度で、民間賃金の地域格差をより公務員給与に反映させるため、全国で民間賃金が低い地域である北海道や東北地方の給与水準を考慮して、全国的に平均4.8%程度まで引き下げるとしているところでございます。

一方、民間賃金が高い地域には3%、特に高い東京都などでは最高18%の地域手当を支給することで地域間の均衡を図ろうとする制度でございます。つまり、国家公務員の給与を引き下げた分を地域手当でカバーするものでございます。そして、平成22年度までに段階的に平均4.8%まで給料を引き下げ、そのかわりに平成22年度までに地域手当を地域によって、福生市に勤務する国家公務員は段階的に、国は15%に引き上げをするということとなってございます。

この制度をもとに、東京都も国との制度的な均衡を図りつつ、都の実情に沿って見直し、区部、多摩地区に勤務する都職員の地域手当の支給率を東京都としては18%として、平成22年度までの間に段階的に引き上げることとしたものでございます。これが東京都の人事委員会勧告でございます。

それと、職務、職責の関係でございますが、特に職責の重大さにかかわらず一般職等の等級の給与水準の重なり方が多いということで、課長補佐職の6級まで引き下げを今回の給与表で拡大しまして、7級、つまり課長職につきましては引き下げを、7級の課長職、8級の部長職については引き下げを抑制するようなことになっておりまして、そのような給与表の改定でございます。

それともう一つ、退職手当は退職手当組合がこれから決めることでございますが、東京都では退職手当につきましては、中だるみ是正ということで、要するに中間部分の削減をいたしまして、その部分の原資をもとに役職加算という形で加算をするというような制度を人事委員会では答申をしたところでございます。

それと次に、給与改定の関係でございますが、19年1月1日現在の職員数でございますけれども、406人で、平均年齢が45歳0ヶ月、勤続年数は22年0ヶ月でございます。

基準内給与ですが、これは0.31%のマイナスで、額が1340円となりまして、地域手当を1%上げます関係で、給与は平均して4174円の減額となるところでございます。

それと、定期昇給でございますけれども、55歳以上の方は昇給がストップされているわけですが、それ以外の職員につきましては昇給がありまして、その率は1.3%、5742円となります。

次に、定期昇給を含めました1月現在の給与平均額でございますが、月額で44万1556円と見込んでおります。

次に、給与改定前と給与改定後の年収でございます。給与改定前の平均年収は735万8233円、内訳といまして給与が534万1044円、期末勤勉手当が201万7189円でございます。改定後でございますが、年収で730万7654円、内訳は給与が529万3047円、期末勤勉手当が201万4607円となります。

したがいまして、給与分で4万7994円の減額、期末勤勉手当では年間で約2582円の、これは次の議案で議決された金額になれば、年間で2582円の減額ということになります。年収ではそれを足しまして5万579円の減額と見込んでおります。

次に、35歳大卒の給与でございますが、給与月額につきましては29万8761円、年収では576万9812円、勤続年数は11年2カ月でございます。

次に、労働時間1時間当たりの単価でございますが、この計算式については土曜日、日曜日、それから祝日で年114日、年末年始6日、夏休み5日で1年125日の休暇となりまして、したがいまして、365日から125日を引きました240日の1日の労働時間8時間を使いますと年間1920時間となります。改定後の年収730万7654円を1920時間で割りますと、1時間当たりの単価が3806円となります。

○22番（小野沢久君） それでは、幾つか質問をしていきたいと思いますが、非常にわかりにくいことをやっているのだよ。片方を下げて、片方でまた引き上げて、などのつまりが定期昇給分だけ上がったということなのだよね、数字からすると。

それで、先ほどの数字の答弁でいくと、平均定期昇給額が5742円で、今回の引き下げが1340円だから、4400円の実質アップだよね。給料にしたらアップ。

さっきの部長の答弁の中で、年収のところがプラスとマイナスと間違えてなかった。おれの聞き違い。年収はだって改定後7300万円幾つかになって、ここはふえるわけでしょう。ふえると言わなかった。マイナスと言った気がするのだけれども、勤勉手当はこの後の引き下げで下げるから下がるのだろうけれども、期末勤勉手当はね。ちょっとそこを確認させてくれる。もう1回。年収の分の増減だったのか。減額と言ったような気がするのだけれども、違っていたかどうか。そこをもう1回。その分ね。要は4400円のアップなのだよ。

それで、給与水準というので全国のを合わせるという部分が0.9%下げたわけだ。その見返りとして地域手当を1%引き上げるということだから、実際には0.9%と1%、ほとんど変わらないのだけれども、これはどうなの。実際に職員に対する支給の額は変化があるのかないのか、恐らくほとんどないと思う。それをお願いをいたします。

それから、同じことなのですけれども、今回のことでいくと本給は少し下がるわけだよね。もらう方としてみれば手当がふえるから同じようにもらえるのだけれども、本給が下がるわけだから、その本給が下がるということはいろいろなところへ影響してくる。退職金とか、ほかの部分に影響するところがあるのですが、もちろん本給が下がれば超勤手当も下がるわけだから、その辺の影響はどういうふうになってくるのか、あるのかないのかをお願いいたします。

それから、先ほどの説明で地域手当の関係が15%から18%とかというので、福生市は15%とかといったような気がしないでもないのだけれども、実際に東京都の勧告は18%までを地域、それぞれ地域はあるのだけれども、それでもっていこうというのだから、大変なこれはそういう面では増額なのだよね。それに見合う分だけ下

がらないことにはどんどん給料は上がってしまうわけだから、その辺の福生市の見通しはどうなの。22年までで18%になるのですか。ならないのですか。それをお願いいたします。

それからもう一つ、これは条例の関係の、9条の関係の今扶養手当の分の1人を、配偶者の部分の、これは1万5500円を1万4500円に1000円下げるわけですね。これは扶養者は、そうでしょう。それとこれで、条例でいくと「扶養親族たる子ども」ですから扶養者、だんなさんが働いていれば、奥さんがいない人が子どももなった場合、この対象になるわけだよね。そういうことだよね。そうなってくると例えばその方の場合は、例えばお父さんが働いていて、お母さんがいなくて、そのかわり子どもがいると、その反対も、お母さんが働いていて、お父さんがいなくて、子どもがいて、その子どもがというわけだよ。

そういうところも、例えば普通の扶養と一緒にこういうふうに下げてしまって、こういうのもいいの。やはり、そういうところの方はそれなりに、いろいろ事情がある人も厳しいと思うのだけれども、その辺もちょっと、一律に下げるのは見解が違っているのかどうか、その説明をしてください。

○総務部長（田辺恒久君） 年収の関係ですが、これは前年度比較で下がります。5万幾ら下がるということです。

それと、手当の関係でございます。手当については19年度の影響というか、改定に伴う財政負担でございますが、現時点の試算では手当や負担金等を合わせまして760万円程度の減額を見込んでおります。

それと、地域手当18%の問題ですが、これは国が4.8%の給与を下げるということで、東京都もそれに見合って5%下げるということで、5%分の地域手当を、それに相当するものを上げるという形になっているわけでございます。

福生市も、国の基準としては15%の今のところ基準が出ているわけですけれども、今後については近隣市の状況を見る中で、東京都の人事委員会の勧告には、それを尊重していきたいと思いますが、近隣市のいろいろな状況を勘案する中で毎年度、毎年度、地域手当について決めていきたいと考えております。

それと、手当の関係でございますが、配偶者手当と欠配外子、配偶者がおられない子どもについては、いつも毎年このような形で扶養手当を決めておりますので、今年度もそのようにさせていただいたということでございます。

申しわけありません。回答が一つ漏れておりました。単純比較では下がるのですが、定昇分を入れますと、給与については4万7000円程度増額になります。

○22番（小野沢久君） 一つ残っていたのが、だから給与水準として0.9下げるわけでしょう。それで地域手当で1%上げるのだから、その影響がそれでは職員の皆さんにどういうふうにあるのかという質問をしたのだけれども、その答えがないのだけれども、多分あまりないと思うのだけれども、だって0.9と1%だからほとんど違わないのだから、それをもう1回確認します。

それから、今、年収では4万7000円ぐらいのアップになるということですね。なかなかマスコミも含めて給料を下げる、下げるよく言うのだけれども、実際には

4400円の給料が上がるのだよね。（「いいじゃないか」と呼ぶ者あり）

いいのだけれども、そういうことなのだよね。

そういうことが表にちっとも出てこないわけよ。だから質問としてやっているのだけれども、そういうことだよね、間違いなくね。4400円の現実には定期昇給分が上がるということだと、そういうことの確認をさせてください。

それから、今の答弁漏れを一つお願ひします。

○総務部長（田辺恒久君） 答弁漏れ申しわけありませんでした。

給与水準0.9%と地域手当の1%の引き上げということでございますが、その配分関係につきましては、職員の給料と地域手当の合計支給額については、単純計算でほとんど変らないという形になります。

影響額については、19年度、手当、負担金を合わせまして760万円程度の減額を見込んでいるところでございます。

定期昇給分については4万7000円程度上がるということです。

○議長（石川和夫君） 2時10分まで休憩します。

午後1時56分 休憩

~~~~~

午後2時10分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（田辺恒久君） まことに申しわけございませんでした。

月額給与でございますが、平均引下額が1340円、それと定期昇給分が5742円ございますので、全体として4402円の増額となります。

○22番（小野沢久君） 結構です。

○議長（石川和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第85号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第16、議案第86号、福生市の一般職の職員の平成19年3月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 田辺恒久君登壇)

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第86号、福生市の一般職の職員の平成19年3月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

提案理由でございますが、福生市の一般職の職員に対し支給する期末手当の支給割合を定めたいので、本条例の制定をお願いいたすものでございます。

先ほど議決をいただきました議案第85号、福生市の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づき、平成18年4月からこの改定までの期間分を所要の調整として3月期の期末手当において調整することとしたものでございます。

それでは、条例の内容につきまして説明を申し上げます。

第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づきまして、平成19年3月期期末手当の支給割合を定める条例の趣旨を規定いたしております。

第2条におきまして、その支給割合を100分の42とし、再任用職員につきましては100分の22といったそうとするものでございます。

この支給割合につきましては、3月期期末手当0.45ヶ月を予定しておりますが、先ほどの給与条例の一部改正にありましたとおり、公民格差解消のための所要の調整として4月から12月までの9ヶ月間に相当する額を月数で換算いたしますと0.03ヶ月となりますことから、0.45ヶ月からこの0.03ヶ月分を差し引きいたしまして最終的には0.42ヶ月、つまり100分の42となるものでございます。

再任用職員につきましても、3月期期末手当を0.25ヶ月予定しておりますが、所要の調整として0.03ヶ月を差し引きまして、最終的に0.22ヶ月、100分の22といったすものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。

この条例の制定によります一般職の職員の3月期の期末手当支給につきまして申し上げさせていただきます。最高額の職員で29万9800円、最も低い職員、再任用職員を除きまして8万5040円と相なります。

支給額の平均は1人当たり19万390円となりまして、昨年同期と比べまして1万7280円の増額、率にいたしまして10%の増となっております。また支給総額は7784万530円となるものでございます。

基準日の3月1日現在における職員の平均年齢は45歳1ヶ月、平均勤続年数は22年2ヶ月でございます。

なお、支給日につきましては平成19年3月15日を予定しております。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第86号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第17、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 御指名をいただきましたので、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取につきまして、提案理由並びにその内容を説明申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たりましては、人権擁護委員法第6条の規定により議会の御意見を拝聴いたしまして、法務大臣に推薦することとなっております。

御承知のとおり、当市には3名の人権擁護委員の方がおられるわけでございますが、委員のうち井上悦子氏におかれましては平成19年6月30日をもって3年の任期が満了いたします。

井上委員におきましては、現在1期目の任期をお務めいただいており、人格、識見ともにすぐれた方でございます。私といたしましては、引き続き人権擁護委員として御活躍をいただきたく、ここに再び推薦申し上げ、本議案を提案いたした次第でございます。

添付の資料にございますとおり、井上氏は西武信用金庫を退職後、現在、御自宅で書道教室を経営されておられます。

なお、議会の御答申をいただきましたなら、早速法務大臣にその旨推薦をいたしたいと存じます。

御審議を賜りまして、御答申いただきますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております諮問第1号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより諮問第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は諮問どおり異議ない旨を答申することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は諮問どおり異議ない旨を答申することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第18、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第12項及び福生市議会会議規則第158条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等について議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第19、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務文教、建設環境及び市民厚生委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第103条の規定によりお手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が7件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出の陳情第16-13号、陳情第17-5号、陳情第18-2号、陳情第18-5号、陳情第18-9号、陳情第18-10号及び陳情第18-11号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本7件は申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第20、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、3常任委員会及び議会運営委員会から継続調査の要求がありました。

本件はお手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件特定事件は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成18年第4回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後2時20分 閉議・閉会

署名議員

福生市議會議長 石川和夫

議員 高橋章夫

議員 原島貞夫

議員 森田昌巳



(写)

福總文発第 114 号

平成 18 年 12 月 18 日

福生市議会議長

石川和夫様

福生市長 野澤久人

追加議案の送付について

平成 18 年第 4 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

議案第 85 号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 86 号 福生市の一般職の職員の平成 19 年 3 月期期末手当の支給割合を定める条例

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について



議案第 85 号

福生市的一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 12 月 22 日

福生市長 野澤久人

(提案理由)

東京都人事委員会の勧告に基づく給与改定に準じて、福生市的一般職の職員の給与を改定するとともに、扶養手当及び地域手当の支給額を改定したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市的一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福生市的一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「15,500 円」を「14,500 円」に改める。

第 10 条の 2 中「100 分の 12」を「100 分の 13」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 5 条関係)

行 政 職 給 料 表 (一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 級	給料月額							
再任用職員以外の職員	1	円	148,300	203,900					
	2		153,700	168,200	212,200				
	3		159,600	176,300	220,500	231,900			
	4	138,300	166,200	184,600	229,200	240,600			
	5	142,700	174,200	192,900	237,900	249,300	268,700		
	6	147,100	182,500	201,200	246,600	258,200	277,800	299,600	352,900
	7	151,500	190,800	209,500	255,300	267,300	287,100	309,600	363,600
	8	157,200	199,100	217,800	264,100	276,400	296,800	319,800	374,500
	9	163,100	207,400	226,300	273,100	285,700	306,700	330,300	385,600
	10	170,700	215,300	235,000	281,800	295,200	316,600	341,000	397,000
	11	178,600	223,200	243,700	290,500	304,700	326,500	351,700	408,900
	12	186,600	231,100	252,300	299,000	314,200	336,400	362,400	421,200
	13	194,500	238,700	260,600	307,300	323,900	346,500	373,300	432,700
	14	202,400	246,300	268,900	315,600	333,600	356,800	384,100	443,900
	15	210,200	253,900	276,900	323,700	343,200	366,700	394,800	453,100
	16	217,800	260,700	284,700	331,400	352,800	376,500	405,200	460,800
	17	225,300	267,300	292,300	338,600	362,200	386,000	415,600	467,100
	18	232,600	273,700	299,700	345,800	370,800	395,500	425,800	472,100
	19	239,500	280,100	306,900	352,800	379,000	404,200	434,000	475,600
	20	246,400	286,500	314,100	359,300	386,900	410,600	440,600	478,600
	21	252,200	292,600	321,100	364,800	392,400	416,300	446,200	481,000
	22	257,600	298,500	327,300	369,200	397,600	421,500	450,200	483,400
	23	263,200	304,100	333,200	373,100	401,600	425,900	454,200	485,600
	24	268,400	308,500	337,800	376,100	405,200	429,500	457,000	487,600
	25	273,600		342,000	378,500	408,800	432,200	459,400	489,600
	26	278,600		345,200	380,500	411,600	434,600	461,800	491,600
	27	283,400		347,000	382,500	414,000	437,000	464,200	493,600
	28	287,000		348,600	384,100	416,400	439,300	466,200	506,000
	29	289,700		350,200	385,700	418,800	441,600	468,200	510,800
	30	291,200		351,800	387,300	421,200	443,600	470,200	
	31	292,700		353,400		423,600	445,600	472,200	

	32			355,000		425,600	447,600		
	33					427,600	449,600		
	34					429,600	451,500		
	35					431,600	453,300		
	36					433,500	455,100		
	37					435,300			
再任用職員		148,400	179,800	213,800	248,600	285,700	304,300	325,500	360,600

備考 1 この表は、行政職給料表(二)の適用を受けないすべての職員(臨時職員は除く。)に適用する。

2 1級の8号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表の額にかかわらず、154,800円とする。

3 2級の6号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表の額にかかわらず、179,200円とする。

別表第2(第5条関係)

行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	130,900	203,300		
	2	133,400	211,600		
	3	136,000	220,000	230,500	
	4	138,700	228,700	239,200	
	5	142,700	237,400	248,100	268,400
	6	147,300	246,100	257,000	277,500
	7	154,000	254,700	265,900	286,800
	8	161,400	263,300	274,800	296,400
	9	168,800	271,900	283,700	306,200
	10	176,700	280,400	292,600	316,000
	11	184,900	288,800	301,700	325,800
	12	193,100	297,100	310,700	335,700
	13	201,400	305,300	319,600	345,700
	14	209,700	313,300	328,200	355,800
	15	218,100	320,800	336,600	365,600
	16	226,700	327,600	345,000	375,100
	17	235,400	334,100	352,900	384,300
	18	244,100	340,200	360,400	393,400
	19	252,500	345,600	367,400	401,300
	20	260,900	350,500	374,300	407,400
	21	269,200	355,100	380,300	412,600
	22	277,200	359,300	385,200	417,400
	23	285,000	362,900	389,400	421,600
	24	292,700	366,200	393,300	425,000
	25	300,000	369,200	396,700	427,700
	26	307,200	371,900	399,700	430,100
	27	313,300	374,400	402,200	432,500
	28	318,500	376,600	404,400	434,800
	29	323,300	378,600	406,600	437,100
	30	327,500	380,600	408,700	439,100

31	330,900	382,600	410,700	441,100
32	333,600	384,600	412,700	443,100
33	336,000	386,500	414,700	445,100
34	338,400		416,600	447,000
35	340,700		418,500	
36	343,000		420,400	
37	345,100		422,300	
38	347,100		424,200	
39	349,100		426,000	
40	351,100		427,800	
41	352,900		429,600	
42	354,700		431,400	
再任用職員	211,500	227,000	247,700	279,700

備考 この表は、自動車運転、専任当直、用務、作業又は給食調理の業務に従事する職員に適用する。

#### 附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

議案第 86 号

福生市的一般職の職員の平成 19 年 3 月期期末手当の支給割合を  
定める条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 12 月 22 日

福生市長 野澤久人

(提案理由)

福生市的一般職の職員に対し支給する期末手当の支給割合を定めたいので、  
本条例を制定する必要がある。

福生市的一般職の職員の平成 19 年 3 月期期末手当の支給割合を  
定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、福生市的一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 4 号）第 11 条の 2 第 2 項の規定に基づき、平成 19 年 3 月期期末手当の支給割合について定めるものとする。

(支給割合)

第 2 条 前条に規定する期末手当の支給割合は、100 分の 42 とする。ただし、一般職の職員のうち再任用職員については、100 分の 22 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

諮詢第1号

人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を答申されたい。

平成18年12月22日

福生市長 野澤久人

1 住 所 東京都福生市志茂175番地

2 氏 名 井上悦子

3 生年月日 昭和17年6月18日



( 資 料 )

履 歴 書

住 所 東京都福生市志茂 175 番地

氏 名 井 上 悅 子

生年月日 昭和 17 年 6 月 18 日

学 歴 昭和 36 年 3 月 東京都立多摩高等学校卒業

公 職 歴 平成 17 年 7 月～現在 人権擁護委員

団 体 歴 平成 8 年 2 月～現在 每日書道展会員

平成 8 年 2 月～現在 白峰社（書道団体）理事

職 歴 昭和 36 年 4 月～昭和 42 年 4 月 西武信用金庫勤務

昭和 49 年 4 月～現在 井上書道塾経営

賞 罰 なし

上記の通り相違ありません。

平成 18 年 11 月 14 日

氏 名 井 上 悅 子 ㊞



(写)

福監発第43号  
平成18年12月5日

福生市長 野澤久人様  
福生市議会議長  
石川和夫様

福生市監査委員 沖倉強  
同 今林昌茂

平成18年9月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 10月27日（金）
- 2 場所 監査委員事務局
- 3 対象 平成18年9月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結果 9月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、9月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。



平成 18 年 9 月分

平成 18 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位: 円・%)

会計名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	月末現在高
		本月中歳出額	月末歳出累計額	執行率	
一般会計	千円 22,000,948	1,619,505,699	8,714,658,943	39.6	34,521,145
		1,747,842,177	8,680,137,798	39.5	
国保会計	5,327,701	398,978,428	1,851,243,133	34.7	運 470,000,000 △431,639,336
		405,688,585	2,282,882,469	42.8	
老人保健医療会計	3,235,762	272,532,629	1,368,707,128	42.3	29,527,462
		247,575,038	1,339,179,666	41.4	
下水道事業会計	2,225,118	265,475,576	796,163,849	35.8	65,139,695
		546,415,291	731,024,154	32.9	
介護保険会計	2,631,291	230,904,750	1,138,459,514	43.3	132,316,535
		199,108,278	1,006,142,979	38.2	
受託水道事業会計	419,862	25,362,000	177,184,596	42.2	75,204,986
		20,384,190	101,979,610	24.3	
合 計	35,840,682	2,812,759,082	14,046,417,163	39.2	運 470,000,000 △94,929,513
		3,167,013,559	14,141,346,676	39.5	

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位: 円)

区分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	66,988,767	260,306,776	257,677,012	69,618,531
都 税	88,919,036	134,323,300	88,919,036	134,323,300
合 計	155,907,803	394,630,076	346,596,048	203,941,831

## 3 基金の状況

(単位: 円)

区分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金	116,454,586	0	0	116,454,586
庁舎建設基金	2,336,328,422	0	0	2,336,328,422
都市施設整備基金	1,351,388,054	0	0	1,351,388,054
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,158,079	0	0	352,158,079
財政調整基金	運△480,000,000 1,662,922,102	戻 100,000,000 0	運 90,000,000 0	運△470,000,000 1,662,922,102
学校施設等整備基金	1,949,212,913	0	0	1,949,212,913
ふるさと人づくりまちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	1,023	0	0	1,023
中小企業振興資金融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費等資金貸付基金	5,520,000	返 3,509,792	貸 3,749,792	5,280,000
合 計	運△480,000,000 8,205,117,202	戻 100,000,000 3,509,792	運 90,000,000 3,749,792	運△470,000,000 8,204,877,202

・運は運用金

・返は返済金

・貸は貸付金

・戻は戻入金



(写)

福監発第45号  
平成18年12月6日

福生市長 野澤久人様  
福生市議会議長  
石川和夫様

福生市監査委員 沖倉強  
同 今林昌茂

平成18年10月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 11月21日(火)
- 2 場所 監査委員事務局
- 3 対象 平成18年10月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結果 10月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、10月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。



平成 18 年 10 月分

平成 18 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位: 円・%)

会計名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一般会計	千円 22,000,948	556,026,211	9,270,685,154	42.1	運 1,240,000,000 △1,305,926,894
		1,896,474,250	10,576,612,048	48.1	
国保会計	5,327,701	548,178,132	2,399,421,265	45.0	運 360,000,000 △314,802,526
		431,341,322	2,714,223,791	50.9	
老人保健医療会計	3,235,762	237,131,629	1,605,838,757	49.6	21,174,825
		245,484,266	1,584,663,932	49.0	
下水道事業会計	2,225,118	438,553,353	1,234,717,202	55.5	53,898,864
		449,794,184	1,180,818,338	53.1	
介護保険会計	2,631,291	151,928,850	1,290,388,364	49.0	44,389,957
		239,855,428	1,245,998,407	47.4	
受託水道事業会計	419,862	22,779,014	199,963,610	47.6	76,582,981
		21,401,019	123,380,629	29.4	
合 計	35,840,682	1,954,597,189	16,001,014,352	44.6	運 1,600,000,000 △1,424,682,793
		3,284,350,469	17,425,697,145	48.6	

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位: 円)

区分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	69,618,531	361,492,506	332,794,240	98,316,797
都 税	134,323,300	97,002,923	134,323,300	97,002,923
合 計	203,941,831	458,495,429	467,117,540	195,319,720

## 3 基金の状況

(単位: 円)

区分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金	116,454,586	0	0	116,454,586
庁舎建設基金	2,336,328,422	0	0	2,336,328,422
都市施設整備基金	1,351,388,054	0	0	1,351,388,054
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,158,079	0	0	352,158,079
財政調整基金	運△470,000,000 1,662,922,102	戻 230,000,000 0	運 1,360,000,000 0	運△1,600,000,000 1,662,922,102
学校施設等整備基金	1,949,212,913	0	0	1,949,212,913
ふるさと人づくりまちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	1,023	積 11,916,509	0	11,917,532
中小企業振興資金融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費等資金貸付基金	5,280,000	返 4,612,665	貸 4,172,665	5,720,000
合 計	運△470,000,000 8,204,877,202	戻 230,000,000 16,529,174	運 1,360,000,000 4,172,665	運△1,600,000,000 8,217,233,711

・運は運用金   ・返は返済金   ・貸は貸付金   ・戻は戻入金   ・積は積立金



## 平成18年度一般職の給与改定資料

平成18年12月22日
本会議資料

## (1) 給料級別平均額

## ア 行政職給料表(一)

項目 級	表 上				実 質			
	現 行	改 定	引上額	改定率	現 行	改 定	引上額	改定率
1	225,286 円	222,932 円	▲ 2,354 円	▲ 1.04 %	円	円	円	%
2	175,688	173,822	▲ 1,866	▲ 1.06	186,421	185,714	▲ 707	▲ 0.38
3	275,797	272,641	▲ 3,156	▲ 1.14	245,719	243,135	▲ 2,584	▲ 1.05
4	319,317	315,680	▲ 3,637	▲ 1.14	325,321	321,750	▲ 3,571	▲ 1.10
5	366,063	362,009	▲ 4,054	▲ 1.11	414,650	409,799	▲ 4,851	▲ 1.17
6	351,086	346,767	▲ 4,319	▲ 1.23	446,023	440,380	▲ 5,643	▲ 1.27
7	371,421	367,503	▲ 3,918	▲ 1.05	463,909	458,709	▲ 5,200	▲ 1.12
8	377,545	372,993	▲ 4,552	▲ 1.21	485,700	480,380	▲ 5,320	▲ 1.10
平均	308,790	305,289	▲ 3,501	▲ 1.13	365,460	361,310	▲ 4,150	▲ 1.14

## イ 行政職給料表(二)

項目 級	表 上				実 質			
	現 行	改 定	引上額	改定率	現 行	改 定	引上額	改定率
1	261,529 円	258,410 円	▲ 3,119 円	▲ 1.19 %	274,150 円	271,200 円	▲ 2,950 円	▲ 1.08 %
2	321,673	317,855	▲ 3,818	▲ 1.19	347,363	343,111	▲ 4,252	▲ 1.22
3	367,053	362,750	▲ 4,303	▲ 1.17	404,440	399,540	▲ 4,900	▲ 1.21
4	341,809	338,106	▲ 3,703	▲ 1.08				
平均	321,497	317,772	▲ 3,725	▲ 1.16	362,969	358,602	▲ 4,367	▲ 1.20

## (2) 職員手当

## ア 扶養手当

	現 行	改 定	引上額
扶養手当(配偶者・次配第一子)	15,500 円	14,500 円	▲ 1,000 円
〃 (その他)	6,000	6,000	0
〃 (特定期間にある子の加算)	4,000	4,000	0

※ 特定期間：満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間

## イ 地域手当

	現 行	改 定	引上率
地域手当支給率	12 %	13 %	1 %

## ウ 期末勤勉手当

	現 行	改 定	引上月数
平成19年3月期期末手当支給月数	0.45 月	0.45 月	0.00 月

## (3) 基準内給与(平均給与)

	現 行	改 定	引上額	改定率	備 考
給 料	365,434 円	361,260 円	▲ 4,174 円 (B)	▲ 0.95 %	B/A
扶 養	11,109	10,759	▲ 350 (C)	▲ 0.08	C/A
地 域	46,109	49,381	3,272 (D)	0.75	D/A
住 居	6,579	6,579	0	0	
管 理 職	7,923	7,835	▲ 88 (E)	▲ 0.02	E/A
計	437,154 (A)	435,814	▲ 1,340 (F)	▲ 0.31	F/A

## (4) 初任給

	現 行	改 定	引上額	改定率
初級(高卒程度)	144,000 円	142,700 円	▲ 1,300 円	▲ 0.9 %
中級(短卒程度)	156,200	154,800	▲ 1,400	▲ 0.9
上級(大卒程度)	179,200	179,200	0	0.0

18年度行政職給付表(一)改定  
再任用職員以外の職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
号給	現行	金額	改定	引上額	号給	現行	金額
間差	金額	間差	金額	間差	金額	間差	金額
1	56	1,496	54	1,483	△ 13 △ 0.9%	1	84
2	60	1,552	59	1,537	△ 15 △ 1.0%	2	86
3	67	1,612	66	1,596	△ 16 △ 1.0%	3	88
4	80	1,679	80	1,662	△ 17 △ 1.0%	4	84
5	84	1,759	83	1,742	△ 18 △ 1.0%	5	84
6	84	1,843	83	1,825	△ 19 △ 1.0%	6	84
7	84	1,927	83	1,908	△ 19 △ 1.0%	7	84
8	83	2,011	83	1,991	△ 20 △ 1.0%	8	86
9	80	2,094	79	2,074	△ 20 △ 1.0%	9	88
10	80	2,174	79	2,153	△ 21 △ 1.0%	10	88
11	80	2,254	79	2,232	△ 22 △ 1.0%	11	88
12	80	2,334	76	2,311	△ 23 △ 1.0%	12	85
13	80	2,414	76	2,387	△ 24 △ 1.1%	13	84
14	78	2,490	76	2,463	△ 25 △ 1.1%	14	80
15	76	2,556	68	2,539	△ 27 △ 1.1%	15	80
16	76	2,636	66	2,607	△ 29 △ 1.1%	16	76
17	75	2,753	64	2,704	△ 31 △ 1.1%	17	76
18	72	2,350	69	2,326	△ 31 △ 1.1%	18	75
19	69	2,422	69	2,395	△ 32 △ 1.1%	19	72
20	58	2,491	58	2,464	△ 32 △ 1.1%	20	72
21	56	2,549	54	2,522	△ 32 △ 1.1%	21	62
22	56	2,605	56	2,576	△ 32 △ 1.1%	22	60
23	54	2,661	52	2,632	△ 32 △ 1.2%	23	66
24	52	2,715	52	2,684	△ 31 △ 1.2%	24	62
25	50	2,767	50	2,736	△ 31 △ 1.2%	25	62
26	48	2,817	48	2,786	△ 31 △ 1.2%	26	60
27	36	2,865	36	2,834	△ 31 △ 1.2%	27	59
28	28	2,901	27	2,870	△ 31 △ 1.2%	28	66
29	16	2,929	15	2,897	△ 32 △ 1.2%	29	58
30	16	2,945	15	2,912	△ 33 △ 1.3%	30	66
31	2,961	2,927	△ 34 △ 1.1%	31	16		
32	32	3,596	32	3,550	△ 46 △ 1.3%	32	32
33	33	33	33	33	△ 46 △ 1.3%	33	33
34	34	34	34	34	△ 46 △ 1.3%	34	34
35	35	35	35	35	△ 46 △ 1.3%	35	35
36	36	36	36	36	△ 46 △ 1.3%	36	36
37	37	37	37	37	△ 46 △ 1.3%	37	37
38	38	38	38	38	△ 46 △ 1.3%	38	38
39	39	39	39	39	△ 46 △ 1.3%	39	39
40	40	40	40	40	△ 46 △ 1.3%	40	40
41	41	41	41	41	△ 46 △ 1.3%	41	41
42	42	42	42	42	△ 46 △ 1.3%	42	42
43	43	43	43	43	△ 46 △ 1.3%	43	43

1 級		2 級		3 級		4 級		
1,500	1,484	△ 16 △ 1.1%	1,818	1,798	△ 20 △ 1.1%	2,164	2,138	△ 26 △ 1.2%
4	4	4	4	4	4	4	4	

再任用職員

## 18年度行政職給料表(一)改定

号給	5級			6級			7級			8級		
	現行	金額	改定	引上額	%	号給	現行	金額	改定	引上額	号給	現行
1	間差	金額	間差	金額	1	間差	金額	間差	金額	1	間差	金額
2	88	2,340	87	2,319	△ 21 △ 0.9	2	92	2,711	91	2,687	△ 24 △ 0.9	5
3	88	2,428	87	2,403	△ 22 △ 0.9	3	92	2,803	93	2,778	△ 25 △ 0.9	6
4	91	2,516	89	2,493	△ 23 △ 0.9	4	92	2,898	97	2,871	△ 27 △ 0.9	7
5	92	2,607	91	2,582	△ 25 △ 1.0	6	95	2,997	99	2,968	△ 304 △ 1.0	6
6	92	2,699	91	2,673	△ 26 △ 1.0	7	99	3,097	100	3,067	△ 329 △ 1.0	7
7	94	2,791	93	2,764	△ 27 △ 1.0	8	100	3,097	99	3,067	△ 329 △ 1.0	8
8	96	2,885	95	2,857	△ 28 △ 1.0	9	100	3,097	99	3,067	△ 329 △ 1.0	9
9	96	2,981	95	2,952	△ 29 △ 1.0	10	100	3,197	99	3,166	△ 31 △ 1.0	10
10	96	3,077	95	3,047	△ 30 △ 1.0	11	100	3,297	99	3,265	△ 32 △ 1.0	11
11	98	3,173	97	3,142	△ 31 △ 1.0	12	102	3,397	101	3,364	△ 33 △ 1.0	12
12	98	3,271	97	3,239	△ 32 △ 1.0	13	104	3,499	103	3,465	△ 34 △ 1.0	13
13	100	3,371	96	3,336	△ 35 △ 1.0	14	100	3,603	99	3,568	△ 35 △ 1.0	14
14	96	3,467	96	3,432	△ 35 △ 1.0	15	99	3,703	98	3,667	△ 36 △ 1.0	15
15	96	3,563	94	3,528	△ 35 △ 1.0	16	96	3,802	95	3,765	△ 37 △ 1.0	16
16	95	3,658	86	3,622	△ 36 △ 1.0	17	96	3,898	95	3,860	△ 38 △ 1.0	17
17	88	3,746	82	3,708	△ 38 △ 1.0	18	88	3,994	87	3,955	△ 39 △ 1.0	18
18	82	3,830	79	3,790	△ 40 △ 1.0	19	64	4,082	64	4,042	△ 40 △ 1.0	19
19	58	3,912	55	3,889	△ 43 △ 1.2	20	60	4,146	57	4,106	△ 41 △ 1.2	20
20	54	3,970	52	3,924	△ 46 △ 1.2	21	56	4,206	52	4,163	△ 43 △ 1.2	21
21	40	4,024	40	3,976	△ 48 △ 1.2	22	44	4,262	44	4,215	△ 47 △ 1.2	22
22	36	4,064	36	4,016	△ 48 △ 1.2	23	36	4,306	36	4,259	△ 47 △ 1.2	23
23	36	4,100	36	4,052	△ 48 △ 1.2	24	31	4,342	27	4,295	△ 47 △ 1.2	24
24	28	4,136	28	4,088	△ 48 △ 1.2	25	24	4,373	24	4,322	△ 51 △ 1.2	25
25	27	4,164	24	4,116	△ 48 △ 1.2	26	24	4,397	24	4,346	△ 51 △ 1.2	26
26	27	4,191	24	4,140	△ 51 △ 1.2	27	24	4,421	23	4,370	△ 51 △ 1.2	27
27	24	4,215	24	4,164	△ 51 △ 1.2	28	24	4,445	23	4,393	△ 52 △ 1.2	28
28	24	4,239	24	4,188	△ 51 △ 1.2	29	24	4,469	20	4,416	△ 53 △ 1.2	29
29	24	4,263	24	4,212	△ 51 △ 1.2	30	20	4,491	20	4,436	△ 55 △ 1.2	30
30	22	4,287	20	4,236	△ 51 △ 1.2	31	20	4,511	20	4,456	△ 55 △ 1.2	31
31	20	4,309	20	4,256	△ 53 △ 1.2	32	38	4,531	20	4,476	△ 55 △ 1.2	32
32	20	4,329	20	4,276	△ 53 △ 1.2	33	43	4,559	19	4,496	△ 73 △ 1.6	33
33	20	4,349	20	4,296	△ 53 △ 1.2	34	36	4,612	18	4,515	△ 97 △ 2.1	34
34	20	4,369	19	4,316	△ 53 △ 1.2	35	36	4,648	18	4,533	△ 115 △ 2.5	35
35	20	4,389	18	4,335	△ 54 △ 1.2	36	4,684	18	4,551	△ 133 △ 2.8	36	
36	20	4,409	18	4,353	△ 56 △ 1.3	37	37	4,722	△ 56 △ 1.2	37	37	37
37	38	4,428	20	4,376	△ 57 △ 1.3	38	38	4,758	20	4,702	△ 662 △ 1.2	38
38	39	4,448	20	4,406	△ 58 △ 1.3	39	39	4,796	20	4,744	△ 696 △ 1.6	39
39	40	4,468	20	4,434	△ 59 △ 1.3	40	40	4,834	20	4,782	△ 74 △ 2.1	40
40	41	4,488	20	4,462	△ 60 △ 1.3	41	41	4,872	20	4,816	△ 78 △ 2.7	41
41	42	4,508	20	4,489	△ 61 △ 1.3	42	42	4,910	20	4,856	△ 836 △ 3.2	42
42	43	4,528	20	4,517	△ 62 △ 1.3	43	43	4,948	20	4,894	△ 874 △ 3.6	43

5級 6級 7級 8級

2,889	2,857	△ 32 △ 1.1	3,077	3,043	△ 34 △ 1.1	3,291	3,255	△ 36 △ 1.1	3,646	3,606	△ 40 △ 1.1
2,889	2,857	△ 32 △ 1.1	3,077	3,043	△ 34 △ 1.1	3,291	3,255	△ 36 △ 1.1	3,646	3,606	△ 40 △ 1.1

18年度 行政職給料表(二)改定  
再任用職員以外の職員

(単位:百円)

号給	1 級			2 級			3 級			4 級			
	現行	金額	間差	引上率	号給	現行	金額	間差	号給	現行	金額	間差	
1 25	1,321	25	1,309	△ 12 △ 0.9	84	2,053	83	△ 20 △ 1.0	1	1			
2 27	1,346	26	1,334	△ 12 △ 0.9	85	2,137	84	△ 21 △ 1.0	2	2			
3 27	1,373	27	1,360	△ 13 △ 0.9	88	2,222	87	△ 22 △ 1.0	3	3			
4 40	1,400	40	1,387	△ 13 △ 0.9	88	2,310	87	△ 23 △ 1.0	4	4			
5 46	1,440	46	1,427	△ 13 △ 0.9	88	2,398	87	△ 24 △ 1.0	5	5			
6 68	1,486	67	1,473	△ 13 △ 0.9	87	2,486	86	△ 25 △ 1.0	6	6			
7 75	1,554	74	1,540	△ 14 △ 0.9	87	2,573	86	△ 26 △ 1.0	7	7			
8 75	1,629	74	1,614	△ 15 △ 0.9	87	2,660	86	△ 27 △ 1.0	8	8			
9 80	1,704	79	1,688	△ 16 △ 0.9	86	2,747	85	△ 28 △ 1.0	9	9			
10 83	1,784	82	1,767	△ 17 △ 1.0	86	2,833	84	△ 29 △ 1.0	10	10			
11 83	1,867	82	1,849	△ 18 △ 1.0	84	2,919	83	△ 30 △ 1.1	11	11			
12 84	1,950	83	1,931	△ 19 △ 1.0	82	3,003	82	△ 31 △ 1.1	12	12			
13 84	2,034	83	2,014	△ 20 △ 1.0	83	3,086	80	△ 33 △ 1.1	13	13			
14 85	2,118	84	2,097	△ 21 △ 1.0	75	3,169	75	△ 34 △ 1.1	14	14			
15 87	2,203	86	2,181	△ 22 △ 1.0	70	3,244	68	△ 35 △ 1.1	15	15			
16 88	2,290	87	2,267	△ 23 △ 1.0	66	3,314	65	△ 36 △ 1.1	16	16			
17 88	2,378	87	2,354	△ 24 △ 1.0	61	3,382	61	△ 37 △ 1.2	17	17			
18 86	2,466	84	2,441	△ 25 △ 1.0	55	3,443	54	△ 41 △ 1.2	18	18			
19 86	2,552	84	2,525	△ 27 △ 1.1	51	3,498	49	△ 42 △ 1.2	19	19			
20 84	2,638	83	2,609	△ 29 △ 1.1	47	3,549	46	△ 43 △ 1.2	20	20			
21 80	2,722	80	2,692	△ 30 △ 1.1	21	43	3,596	42	△ 45 △ 1.3	21	21		
22 80	2,802	78	2,772	△ 30 △ 1.1	22	3,639	36	△ 46 △ 1.3	22	22			
23 77	2,882	77	2,850	△ 32 △ 1.1	23	3,676	33	△ 47 △ 1.3	23	23			
24 75	2,959	73	2,921	△ 32 △ 1.1	24	3,710	30	△ 48 △ 1.3	24	24			
25 75	3,034	72	3,000	△ 34 △ 1.1	25	3,741	27	△ 49 △ 1.3	25	25			
26 62	3,109	61	3,072	△ 37 △ 1.2	26	3,769	25	△ 50 △ 1.3	26	26			
27 55	3,171	52	3,133	△ 38 △ 1.2	27	3,794	22	△ 50 △ 1.3	27	27			
28 51	3,226	48	3,185	△ 41 △ 1.3	28	3,817	20	△ 51 △ 1.3	28	28			
29 42	3,277	42	3,233	△ 44 △ 1.3	29	3,837	20	△ 51 △ 1.3	29	29			
30 34	3,319	34	3,275	△ 44 △ 1.3	30	3,857	20	△ 51 △ 1.3	30	30			
31 30	3,353	27	3,309	△ 44 △ 1.3	31	3,877	20	△ 51 △ 1.3	31	31			
32 24	3,383	24	3,336	△ 47 △ 1.4	32	3,897	19	△ 51 △ 1.3	32	32			
33 24	3,407	24	3,360	△ 47 △ 1.4	33	3,916	33	△ 51 △ 1.3	33	33			
34 24	3,431	23	3,384	△ 47 △ 1.4	34	3,935	34	△ 51 △ 1.3	34	34			
35 24	3,455	23	3,407	△ 48 △ 1.4	35	3,953	35	△ 51 △ 1.3	35	35			
36 22	3,479	21	3,430	△ 49 △ 1.4	36	3,972	36	△ 51 △ 1.3	36	36			
37 20	3,501	20	3,451	△ 50 △ 1.4	37	4,084	37	△ 52 △ 1.4	37	37			
38 20	3,521	20	3,471	△ 50 △ 1.4	38	4,104	38	△ 52 △ 1.4	38	38			
39 20	3,541	20	3,491	△ 50 △ 1.4	39	4,124	39	△ 53 △ 1.4	39	39			
40 18	3,561	18	3,511	△ 50 △ 1.4	40	4,144	40	△ 54 △ 1.4	40	40			
41 18	3,579	18	3,529	△ 50 △ 1.4	41	4,164	41	△ 55 △ 1.4	41	41			
42 18	3,597	18	3,547	△ 50 △ 1.4	42	4,184	42	△ 56 △ 1.4	42	42			

再任用職員	1 級			2 級			3 級			4 級		
	現行	金額	間差	引上率	号給	現行	金額	間差	号給	現行	金額	間差
	2,115	2,115	0	0.0	2,284	2,284	0	0.0	2,477	2,477	0	0.0

平成 18 年 12 月 14 日

福生市議会議長 石川和夫様

総務文教委員長 青海俊伯 団

総務文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

事件番号	件 名	議決結果
議案第 68 号	福生市組織条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 69 号	福生市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例	原案可決
議案第 70 号	福生市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 71 号	福生市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 72 号	福生市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 73 号	福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 82 号	平成 18 年度福生市一般会計補正予算（第 3 号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分）	原案可決



平成 18 年 12 月 12 日

福生市議会議長 石川和夫様

建設環境委員長 前田正蔵 団

建設環境委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

事件番号	件名	議決結果
議案第 77 号	福生市まちづくり景観条例	原案可決
議案第 82 号	平成 18 年度福生市一般会計補正予算（第 3 号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）	原案可決
議案第 83 号	平成 18 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決



平成 18 年 12 月 13 日

福生市議会議長 石川和夫様

市民厚生委員長 大野聰 団

市民厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名	議決結果
議案第 74 号	福生市保育所条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 75 号	福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 76 号	福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決 (起立採決)
議案第 79 号	東京都後期高齢者医療広域連合の設立について	原案可決
議案第 82 号	平成 18 年度福生市一般会計補正予算(第 3 号) (歳出予算のうち市民厚生委員会所管分)	原案可決
議案第 84 号	福生市児童館等の指定管理者の指定について	原案可決



平成 18 年 12 月 14 日

福生市議会議長 石川和夫様

総務文教委員長 青海俊伯 団

総務文教委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第 103 条の規定により申し出ます。

事 件 番 号	件 名
陳情第 17-5 号	核兵器廃絶実行のために日本政府の尽力を要請する意見書の提出を求める陳情書 (平成 17 年 5 月 19 日受理)
理由	なお慎重に調査研究を要するため



平成 18 年 12 月 12 日

福生市議会議長 石川和夫様

建設環境委員長 前田正蔵 団

建設環境委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第 103 条の規定により申し出ます。

事 件 番 号	件 名
陳情第 16-13 号	保育園児の安全確保に関する陳情書 (平成 16 年 8 月 4 日受理)
	理由 なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 18-5 号	「のら猫」の避妊・去勢手術料金の補助に関する陳情書 (平成 18 年 3 月 8 日受理)
	理由 なお慎重に調査研究を要するため



平成 18 年 12 月 13 日

福生市議会議長 石川和夫様

市民厚生委員長 大野聰 団

市民厚生委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第 103 条の規定により申し出ます。

事件番号	件名	
陳情第 18-2 号	障害者自立支援法に関する陳情書 (平成 18 年 2 月 6 日受理)	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 18-9 号	障害者の福祉・医療サービスの利用に対する「定率(応益)負担」の中止を求める陳情書 (平成 18 年 11 月 10 日受理)	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 18-10 号	療養病床の廃止・削減計画の凍結と見直し、介護保険事業等の充実等を求める陳情書 (平成 18 年 11 月 21 日受理)	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため
陳情第 18-11 号	リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求める陳情書 (平成 18 年 11 月 21 日受理)	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため



## 特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 18 年 12 月 22 日第 4 回定例会 5 日目)

### 総務文教委員会

- 1 行政機構について
- 2 広域行政圏について
- 3 学校教育について
- 4 社会教育について
- 5 防災対策について
- 6 児童・生徒の安全対策について

### 建設環境委員会

- 1 都市基盤整備について
- 2 商工業・観光対策について
- 3 工事の進捗状況について
- 4 駐車場対策について
- 5 公害対策について
- 6 塵芥、し尿対策について
- 7 緑化対策について
- 8 交通安全対策について
- 9 環境対策について

### 市民厚生委員会

- 1 福祉対策について
- 2 保健衛生対策について
- 3 窓口業務について
- 4 介護保険について



## 特 定 事 件 繼 続 調 査 事 項 表

(平成 18 年 12 月 22 日第 4 回定例会 5 日目)

### 議会運営委員会

- 1 定例会・臨時会の会期等議会運営について
- 2 議会だよりの編集及び発行について
- 3 福生市議会会議規則等について
- 4 議場施設等について
- 5 議員定数について

